

第2節 原子力安全・保安院.....	405
原子力安全.....	405
1. 経済産業省の原子力安全規制.....	405
2. 原子力安全・保安部会.....	406
3. 原子力施設の安全審査、工事計画認可.....	407
3. 1. 実用発電用原子炉.....	407
3. 2. 加工施設.....	408
3. 3. 再処理施設.....	409
3. 4. 原子力発電所の検査について.....	409
3. 5. 原子力施設の廃止措置について.....	411
3. 6. 放射性廃棄物の処分に係る安全規制について.....	411
3. 7. 原子力施設におけるトラブルについて.....	412
3. 8. 広聴・広報の充実について.....	412
4. 原子力防災対策.....	413
5. 「原子炉等規制法」の改正.....	413
5. 1. 国会における審議状況等.....	414
5. 2. 改正の概要.....	414
6. 2005年度の個別事例.....	415
産業保安.....	418
1. 産業保安監督部の発足.....	418
2. 電力の保安.....	418
3. 都市ガス及び熱供給の保安.....	419
4. 高圧ガスの保安.....	420
5. 火薬類の保安.....	421
6. 液化石油ガスの保安.....	422
7. 鉱山の保安.....	424
8. 自然災害への対応.....	427
9. 産業保安監督部.....	427
9. 1. 北海道産業保安監督部.....	427
9. 2. 関東東北産業保安監督部東北支部.....	429
9. 3. 関東東北産業保安監督部.....	431
9. 4. 中部近畿産業保安監督部.....	433
9. 5. 中部近畿産業保安監督部近畿支部.....	437
9. 6. 中国四国産業保安監督部.....	440
9. 7. 中国四国産業保安監督部四国支部.....	444
9. 8. 九州産業保安監督部.....	447
9. 9. 那覇産業保安監督事務所.....	450

第2節 原子力安全・保安院

中央省庁の再編により、2001 年 1 月 6 日に原子力安全・保安院が設置され、それまで、科学技術庁と資源エネルギー庁でそれぞれ実施していたエネルギー利用に係る原子力安全行政が一元化された。さらに、通商産業省の内部部局で実施していた産業保安行政も原子力安全・保安院へ移管され、安全・保安行政が一元化・強化された体制で行われることとなった。

原子力安全

1. 経済産業省の原子力安全規制

(1) 概要

これまで科学技術庁が実施していた発電用燃料の製造、使用済燃料の再処理、放射性廃棄物の処分等の核燃料サイクルや発電用研究開発段階炉に関する原子力安全行政を原子力安全・保安院に一元化した。これにより、原子力安全行政は原子力安全・保安院に、原子力施設の立地などの推進行政は資源エネルギー庁電力・ガス事業部に整理された。

その結果、原子力安全・保安院は、原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに発電用原子力施設に関する規制、これら施設の安全の確保、エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保、及びこれら所掌事務に係る国際協力を所掌している。

(2) 原子力安全規制に係る所掌

原子力安全規制に係る所掌は、基本的に、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下、「原子炉等規制法」と略す。）に規定されている。「原子炉等規制法」の規定に基づく経済産業省の規制分野等は、『原子炉等規制法』に基づく安全規制」の表のとおりである。

加工事業者、実用発電用原子炉及び発電用研究開発段階炉に係る原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者並びに廃棄事業者に係るものは経済産業大臣が所管し、試験研究炉、及び発電用以外の研究開発段階炉に係る原子炉設置者並びに核燃料物質使用者に係るものは文部科学大臣が所管することとなっている。事業所外運搬については、運搬物に関してはそれぞれ運搬物の規制を担当する大臣が、その他の事項に関しては国土交通大臣が規制担当大臣となっている。

(3) 最近の原子力安全規制の流れ

原子力安全・保安院は、2001 年の組織発足以降、エネルギー利用に関する原子力安全を確保する組織として、様々な経験から得た教訓を踏まえて規制改革を行ってきた。

2004 年 8 月に発生した関西電力美浜発電所 3 号機事故については、事故直後に設置した事故調査委員会の最終報告書の内容を踏まえ、配管肉厚管理の徹底など、事故の再発防止に全力を尽くしてきた。

「原子炉等規制法」に基づく安全規制

区 分		所 管
製 錬		経済産業大臣
加 工		経済産業大臣
原 子 炉	実用発電用原子炉	経済産業大臣
	実用舶用原子炉	国土交通大臣
	試験研究炉	文部科学大臣
	研究開発段階炉	文部科学大臣（発電の用に供する原子炉を除く） 経済産業大臣（発電の用に供する原子炉）
使用済燃料貯蔵		経済産業大臣
再処理		経済産業大臣
廃 棄		経済産業大臣
使 用		文部科学大臣
事業所外廃棄及び受託貯蔵		文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣※
事業所外運搬		文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣※（運搬物確認） 国土交通大臣（運搬方法確認）

※廃棄物の発生者、保管の委託者、輸送物の使用者等の規制を担当する大臣がそれぞれ所管する。

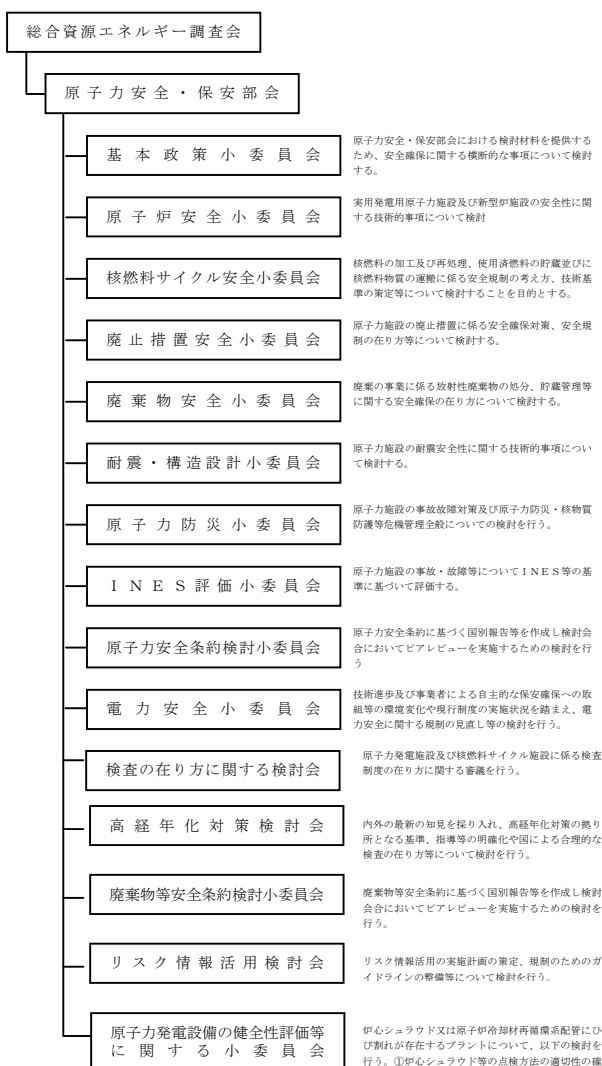
また、2006 年 3 月にも同委員会を開催し、事業者の再発防止対策が自律的に実施されていることを確認した。

さらに、同事故を契機として原子力発電所の高経年化対策への関心が高まったことを踏まえ、2004 年 12 月に原子力安全・保安部会「高経年化対策検討委員会」を設置し検討を行ってきた。2005 年 8 月には同検討委員会の最終報告書を取りまとめるとともに、同年 12 月には省令を改正し、事業者に対し、〔1〕高経年化に関する技術評価の実施結果の国への報告、〔2〕新たに追加した保守管理活動を実施するための長期保全計画及び同計画の実施状況の国への報告、を法令上義務づけるなど、制度の充実を図っている。

さらに、2005 年度は、原子力安全等をめぐる近年の状況にかんがみ、〔1〕IAEA（国際原子力機関）の最新ガイドラインに適合した核物質防護対策の強化のため、原子力事業者等に対する国の検査の受検及び特定核燃料物質の防護に関する秘密の保持を義務づけること、〔2〕原子炉施設等の廃止について更なる安全の確保を図るため、事業者の廃止措置計画に認可制度を設けること、〔3〕原子炉施設等の解体等に伴い生ずる放射性濃度が著しく低い物の取扱いに関する規定を整備すること、を盛り込んだ「原子炉等規制法」の改正法案が第 162 回通常国会で採択された。

2. 原子力安全・保安部会

(1) 構成



原子力安全・保安部会の構成

(2) 概略

原子力安全をめぐる環境変化の中で、2000 年 7 月、総合エネルギー調査会総合部会は、原子力の基盤の充実・強化、特に、安全基盤の確保の課題を指摘し、その検討を行う場として新たに「原子力安全・保安部会」を設置することを提案した。これを受けて、専ら原子力の安全規制に関する審議を行う場として、本部会が 2000 年 12 月に設置された。

省庁再編後の 2001 年 1 月、経済産業大臣から総合資源エネルギー調査会に対して、昨今の環境変化を踏まえた今後の原子力安全確保の在り方についての諮問が行われ、その検討が原子力安全・保安部会に付託された。

(3) 開催実績

2005 年度における総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会の開催実績は次のとおりである。

＜第 20 回（2005 年 6 月 27 日）＞

- ・ 原子力発電施設の技術基準の性能規定化と体系的整備について
- ・ 原子力安全規制への「リスク情報」の活用について
- ・ 高経年化対策について
- ・ 原子力発電所における新しい検査制度定着に向けた取組について
- ・ 原子力施設における内部脅威への対応について
- ・ 「もんじゅ」の安全確保に向けた原子力安全・保安院の取組について
- ・ 日本原子力技術協会の活動状況について 他

＜第 21 回（2005 年 12 月 22 日）＞

- ・ 高経年化対策検討委員会報告を踏まえた施策の実施状況について
- ・ 「検査の在り方に関する検討会」における検討状況
- ・ 放射性廃棄物の安全規制制度に関する検討について
- ・ 日本原燃(株)再処理施設の試験運転の実施状況について
- ・ 原子力安全・保安院の原子力安全研究ニーズについて
- ・ もんじゅ安全性確認検討会について
- ・ 原子力発電施設に関する技術基準における学協会規格の活用について
- ・ 原子力安全・保安院発足後 5 年間の足跡と今後の課題 他

3. 原子力施設の安全審査、工事計画認可

3. 1. 実用発電用原子炉

(1) 実用発電用原子炉の安全審査の概要

- ・ 実用発電用原子炉を設置しようとする者は、「原子炉等規制法」第 23 条に基づき、経済産業大臣の許可を受けなければならない(これを変更する場合には、「原子炉等規制法」第 26 条に基づき、変更の許可又は届出が必要)。
- ・ 経済産業大臣は、「原子炉等規制法」第 24 条第 1 項に規定する以下の許可の基準に適合していると認めるときでなければ、原子炉設置（変更）許可をしてはならない。

(ア) 原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと

(イ) 原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと

(ウ) 設置者に技術的能力及び経理的基礎があること

(エ) 原子炉施設の位置、構造及び設備が災害の防止上支障がないものであること

なお、(エ)に関しては、原子力安全委員会が定めた指針類を判断基準として用いている。

- ・ 経済産業大臣は、「原子炉等規制法」第 24 条第 2 項に基づき、原子炉設置（変更）許可をする場合においては、あらかじめ、許可の基準の適用について、原子力委員会（平和目的、計画的遂行及び経理的基礎に関すること）及び原子力安全委員会（技術的能力及び災害の防止に関すること）の意見を聴かなければならない。
なお、原子炉の新増設に係る原子炉設置（変更）許可申請については、原子力安全委員会が主催する公開ヒアリング（第 2 次公開ヒアリング）が実施される。

(2) 主要な安全審査案件

(ア) 新増設

(A) 電源開発(株)大間原子力発電所の設置

1999 年 9 月 8 日 原子炉設置許可申請

2001 年 10 月 24 日 審査一時保留の申し入れ

2004 年 3 月 18 日 原子炉設置許可再申請

2006 年 3 月末時点 1 次審査中

(B) 中国電力(株)島根原子力発電所 3 号炉の増設

2000 年 1 月 9 日 原子炉設置変更許可申請

日本原子力発電(株)敦賀発電所 3、4 号炉の増設

2004 年 3 月 30 日 原子炉設置変更許可申請

2006 年 3 月末時点 1 次審査中

(イ) PWR 高燃焼度燃料（ステップ 2 燃料）の採用

(A) 関西電力(株)美浜発電所 3 号炉

2003 年 7 月 28 日 原子炉設置変更許可申請

2004 年 4 月 15 日 原子炉設置変更許可

(B) 九州電力(株)川内原子力発電所 1、2 号炉

2004 年 11 月 25 日 原子炉設置変更許可申請

2005 年 12 月 21 日 原子炉設置変更許可

(ウ) MOX燃料の採用

- (A) 九州電力(株)玄海原子力発電所3号炉
2004年5月28日 原子炉設置変更許可申請
2005年9月17日 原子炉設置変更許可
- (B) 四国電力(株)伊方発電所3号炉
2004年11月1日 原子炉設置変更許可申請
2006年3月28日 原子炉設置変更許可
- (C) 中部電力(株)浜岡原子力発電所4号炉
2006年3月3日 原子炉設置変更許可申請

(3) 工事計画認可の概要

- ・ 事業用電気工作物の設置又は変更の工事であって、公共の安全の確保上、特に重要なものとして経済産業省令（「電気事業法」施行規則）で定めるものを実施しようとする者は、「電気事業法」第47条に基づき、その工事の計画について経済産業大臣の認可を受けなければならない。
- ・ 経済産業大臣は、工事の計画が経済産業省令（発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令等）で定める技術基準に適合しないものでないこと等の基準に適合していると認めるときは、工事計画の認可をしなければならない。

(4) 主要な新増設工事計画認可案件

- 中部電力(株)浜岡5号機増設
2001年9月4日 工事計画認可
- 北陸電力(株)志賀2号機増設
2002年2月28日 工事計画認可
- 北海道電力(株)泊3号機増設
2006年3月末時点 審査中
- 中国電力(株)島根3号機増設
2006年3月末時点 審査中

(5) 耐震設計審査指針類の調査審議

原子力安全委員会では、1995年兵庫県南部地震後の1996年度から、原子力施設の耐震安全性に関する最新知見等の情報収集・整理（（財）原子力発電技術機構への委託調査）を実施した。

2001年6月25日、同委員会では、その調査の成果が取りまとまったことを受けて、下部組織の原子力安全基準専

門部会に対して、耐震安全性に係る安全審査指針類についての調査審議の指示を行った。また、同年7月3日の原子力安全基準専門部会において、耐震指針検討分科会の設置が決定された。

その後も同分科会において調査審議が実施されるとともに、同分科会の下部組織として設置された基本ワーキンググループ、施設ワーキンググループ、地震・地震動ワーキンググループにおける各種知見等の整理作業が行われた。その後、各ワーキンググループにより取りまとめられた結果を踏まえ、同分科会において調査審議が行われている（2006年3月末現在）。

経済産業省原子力安全・保安院として、原子力安全委員会における調査審議に対し、情報提供等の協力を行っている。

3. 2. 加工施設

(1) 加工事業の許可

加工の事業を行おうとする者は、「原子炉等規制法」第13条の規定に基づき、経済産業大臣の許可を受けなければならない（これを変更する場合には、「原子炉等規制法」第16条に基づき、変更の許可又は届出が必要）。

2005年度においては、加工事業の変更許可は行われなかった。

(2) 加工施設の設計及び工事の方法の認可

加工事業者は、「原子炉等規制法」第16条の2の規定に基づき、加工施設の工事（変更工事）に着手する前に、加工施設に関する設計及び工事の方法について経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2005年度においては、日本原燃株式会社、原子燃料工業株式会社、三菱原子燃料株式会社、株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン、独立行政法人日本原子力研究開発機構について、合計で12件の認可を行った。

(3) 加工施設の使用前検査

加工事業者は、「原子炉等規制法」第16条の3の規定に基づき、加工施設の工事及び性能について経済産業大臣の検査を受け、合格した後でなければ、加工施設を使用してはならない。

2005 年度においては、日本原燃株式会社、原子燃料工業株式会社、三菱原子燃料株式会社、株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン、独立行政法人日本原子力研究開発機構についての合計で 22 件の合格証を交付した。

(4) 施設定期検査

加工施設における施設定期検査は「原子炉等規制法」第 16 条の 5 の規定に基づき、経済産業大臣が行う検査であり、年 1 回実施される。また、検査の一部については独立行政法人原子力安全基盤機構（以下、「機構」と略す。）にて実施している。

(5) 保安検査

保安検査は「原子炉等規制法」第 22 条第 5 項の規定に基づき、加工事業者の保安規定の遵守状況について定期的に行う検査であり、年 4 回実施される。

3. 3. 再処理施設

(1) 再処理事業の指定

再処理の事業を行おうとするものは、「原子炉等規制法」第 44 条第 1 項の規定に基づき、経済産業大臣の指定を受けなければならない（これを変更する場合には、「原子炉等規制法」第 44 条の 4 に基づき、変更の許可又は届出が必要）。

2005 年度においては、日本原燃株式会社について 1 件、独立行政法人日本原子力研究開発機構について 1 件の合計 2 件の変更許可を行った。

(2) 再処理施設の設計及び工事の方法の認可

再処理事業者は、「原子炉等規制法」第 45 条の規定に基づき、再処理施設の工事（変更工事）に着手する前に、再処理施設に関する設計及び工事の方法について経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2005 年度においては、日本原燃株式会社について 4 件、独立行政法人日本原子力研究開発機構について 5 件の合計で 9 件の認可を行った。また、日本原燃株式会社の 1 件、独立行政法人日本原子力研究開発機構の 1 件の合計 2 件について審査中である。

(3) 再処理施設の使用前検査

再処理事業者は、「原子炉等規制法」第 46 条の規定に基づき、再処理施設の工事及び性能について経済産業大臣の検査を受け、合格した後でなければ、再処理施設を使用してはならない。

2005 年度においては、日本原燃株式会社について 1 件、独立行政法人日本原子力研究開発機構について 5 件の合計で 6 件の合格証を交付した。

(4) 施設定期検査

再処理施設における施設定期検査は「原子炉等規制法」第 46 条の 2 の 2 の規定に基づき、経済産業大臣が行う検査であり、年 1 回実施される。また、検査の一部については機構にて実施している。

(5) 保安検査

保安検査は「原子炉等規制法」第 50 条第 5 項の規定に基づき、再処理事業者の保安規定の遵守状況について定期的に行う検査であり、年 4 回実施される。

3. 4. 原子力発電所の検査について

(1) 施設検査

(ア) 定期検査

実用発電用原子炉における定期検査は、「電気事業法」（以下、「電事法」と略す。）第 54 条第 1 項に基づき、経済産業大臣が実施する検査であり、約 13 か月に 1 回実施する。

2003 年 10 月以降、定期検査は事業者が行う定期事業者検査に立会い、又はその記録を確認することとし、検査項目の一部を機構で実施することとした。

(イ) 使用前検査

使用前検査は、「電事法」第 49 条第 1 項に基づき、経済産業大臣が実施する検査である。新設（又は変更）の電気工作物の使用開始を許可するための検査であり、工事の工程ごとに行われる。

電気工作物の工事計画の認可又は届出があったものについて、その工事計画との適合性、技術基準との適合性を確認するものであり、使用前検査に合格した後でなければ、その電気工作物を使用してはならない。

2003 年 10 月以降、検査項目の一部を機構で実施するこ

ととした。

(ウ) 定期安全管理審査

定期安全管理審査は、「電事法」第 55 条第 4 項に基づき、事業者が行う定期事業者検査の実施体制について機構が行う審査である。国は、機構が行った審査結果から、定期事業者検査の実施体制を 3 ランクに評定する。

A：当該審査を受けた組織の定期事業者検査の実施体制は、自律的かつ適切に定期事業者検査を行い得る

B：当該審査を受けた組織の定期事業者検査の実施体制は、一部改善すべき点が認められるものの、自律的かつ適切に定期事業者検査を行い得る

C：当該審査を受けた組織の定期事業者検査の実施体制は、自律的かつ適切に定期事業者検査を行い得るために、相当程度改善すべき事項がある

(エ) 燃料体検査

「電事法」第 51 条第 1 項又は第 3 項（輸入燃料体検査に係る事項）に基づき、原子力発電所で使用する燃料体の使用を認めるため、経済産業大臣が実施する検査であり、燃料体の加工の行程ごとに行われる。

原子炉で使用される燃料体（国産燃料、輸入燃料）について、認可された設計との整合性（国産燃料体のみ）、技術基準との適合性を確認するものであり、燃料体検査に合格した後でなければ、その燃料体を使用してはならない。

2003 年 10 月以降、検査項目の一部を機構で実施することとした。

(2) 保安検査

保安検査は、1999 年 9 月に発生した株式会社ジェー・シー・オー（JCO）のウラン加工施設における我が国初の臨界事故を教訓として、「原子炉等規制法」第 37 条第 5 項に基づき、原子炉設置者に対し、主務大臣が定期的に年 4 回実施する保安規定の遵守状況に関する検査であり、2000 年 8 月から実施している。

(3) 保安規定

保安規定は、「原子炉等規制法」第 37 条第 1 項に基づき、原子炉設置者が運転開始後の原子炉施設ごとにとるべき保安に関する基本事項（職務・組織、保安教育、運転、安全審査、管理区域、放射線管理、定期的な検査、核燃料の

取扱い、放射性廃棄物の廃棄、保安記録 等）を定め、経済産業大臣が認可することとなっている（当該規定を変更したときも同様の手続を要する）。

1999 年 12 月に JCO 臨界事故を受けて「原子炉等規制法」が改正され、保安検査が導入されたことから、2001 年 1 月に保安規定の内容の充実、具体化を図った大幅な変更認可を行った。

その後、検査制度の見直し等を進めていたところ、2002 年 8 月に東京電力株式会社による不正問題が発生し、これまでの検討結果を踏まえて、新たに品質保証に関する事項、保守管理に関する事項等を保安規定の記載すべき事項として 2003 年 10 月に省令を改正した。

(4) 検査制度の見直し

2003 年 10 月の検査制度の導入から 2 年強が経過したことから、この間の事業者及び規制当局である原子力安全・保安院の取組状況を検証し、安全確保の一層の向上を図るべく、2005 年 11 月に原子力安全・保安部会「検査の在り方に関する検討会」を再開し、今後の検査制度の在り方についての検討を実施した。

同検討会においては、検査制度の実施状況や、美浜 3 号機の二次系配管破損事故の原因分析、高経年化対策の一層の充実の必要性などを踏まえ、[1] 保全プログラムに基づいた個々のプラントごとの特性に対応したきめ細かい検査の導入、[2] 運転中・停止中を問わず安全確保上重要な行為に着目した検査の導入、[3] 人的過誤等の直接原因、組織要因又は組織風土の劣化による不適合の是正の徹底、などについて検討を行っている。

(5) 原子力発電所の高経年化対策の充実

2004 年 8 月 9 日に発生した関西電力（株）美浜発電所 3 号機二次系配管破損事故を契機に、地元自治体をはじめとして、原子力発電所の高経年化問題への関心が高まった。さらに、運転開始後 30 年を迎えるプラントの数は、2010 年には 20 基、2015 年には 30 基を超える。このような現状から、原子力安全・保安院としては、従来の高経年化対策の検証とこれを踏まえた対策の充実について検討するため、2004 年 12 月に総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会に高経年化対策検討委員会を設置し、検討を行ってきた。

本委員会における議論を踏まえ、2005 年 8 月には最終報告書「原子力発電所の高経年化対策の充実について」を取りまとめ、高経年化対策の充実のため、〔1〕透明性と実効性の確保、〔2〕技術情報基盤の整備、〔3〕企業文化・組織風土の劣化防止及び技術力の維持・向上、〔4〕高経年化対策に関する説明責任の着実な履行を新たな施策として挙げている。

原子力安全・保安院は、同報告書を踏まえ、運転年数が長期にわたる原子力発電所の安全対策として、2005 年 12 月に、事業者に対し、運転開始後 30 年を迎えるまでに経年劣化の技術評価の実施結果とともに、新たに追加する保守管理活動を実施するための長期保全計画及び同計画の実施状況について、国に報告することを義務づけた。

2006 年 1 月から新制度の運用が開始され、3 つのプラントについて事業者による評価書が国に提出され、このうち、1 つのプラントについて、国の審査結果を 3 月末までに公表している。

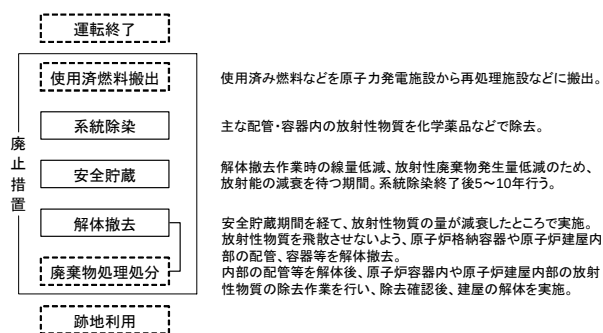
3. 5. 原子力施設の廃止措置について

廃止段階の規制については、2005 年に従来の解体届の提出に代えて、国が廃止措置の計画の認可を行うことを骨子とした「原子炉等規制法」の改正を行った。

この中で、実用発電用原子炉設置者は原子炉施設の廃止に関して解体の方法、核燃料物質の管理及び譲渡し並びに核原料物質によって汚染された物の廃棄等を記載した廃止措置計画を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならないこととした。経済産業大臣は、原子炉設置者がこの計画に違反して廃止措置を行った場合、災害の防止上必要と認めるときは、原子炉設置者に対し措置命令を発することができることとなっている。

また、解体に伴う放射性廃棄物の廃棄、放射線管理等についても、規制が行われている。

なお、2006 年 3 月には、日本原子力発電(株)より東海発電所(実用発電用原子炉)の廃止措置認可申請が行われた。



原子力発電所廃止措置の流れ

3. 6. 放射性廃棄物の処分に係る安全規制について

(1) 放射性廃棄物処分の意義と経緯

原子力発電所、燃料加工工場、再処理工場、研究用原子炉及び核燃料物質を使用する大学、研究所等における原子力の利用や研究開発には放射性廃棄物の発生が伴う。したがって、人間の生活環境に有意な影響を与えないように放射性廃棄物を処理・処分することは、原子力の研究開発利用に伴う債務として必須のものである。

放射性廃棄物の処分に当たっては、廃棄物の性状や放射能レベル、含まれる放射性物質の種類等は多種多様であることから、適切に区分管理による、安全の確保を大前提としつつ、その区分に応じた合理的な処理・処分を行うことが求められる。

放射性廃棄物は高レベル放射性廃棄物と低レベル放射性廃棄物に大別される。原子力発電所で使用した燃料を、再処理工場で燃料として利用できるウランやプルトニウムを取り出した後に残る、放射能レベルの高い廃棄物が高レベル放射性廃棄物である。これに対し、原子力発電所や燃料加工工場等から発生する高レベル放射性廃棄物以外の放射性廃棄物を低レベル放射性廃棄物としている。

これまでに、放射性廃棄物のうち低レベル放射性廃棄物については一部を除き安全規制制度が整備され、処分が行われている。しかし、高レベル放射性廃棄物や、超ウラン核種を含む放射性廃棄物(TRU廃棄物)、ウラン廃棄物、研究所廃棄物等については、処分は行われていない。

高レベル放射性廃棄物は、使用済燃料を再処理した際に発生した高レベル放射性廃液を安定なガラス固化体にした後、30年から50年程度冷却のため貯蔵し、その後、深い地層に処分(地層処分)することとしている。これまでに、原子力機構を中心とした研究開発により、現行の知見や技術を活かし、技術的信頼性をもって地層処分が実現で

きる見通しが確認されており、2000 年 6 月に「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」が制定された。同法に基づき、高レベル放射性廃棄物の最終処分事業の実施主体である認可法人原子力発電環境整備機構（NUMO）が、2000 年 10 月に設立され、2002 年 12 月には全国の市町村を対象とした「高レベル放射性廃棄物の最終処分施設の設置可能性を調査する区域」の公募を開始している。

(2) 2005 年の動向

原子力発電所で発生する低レベル放射性廃棄物（発電所廃棄物）については、民間事業者が青森県六ヶ所村にある処分施設において埋設処分を行っており、今までに 200 リットルドラム缶約 18.5 万本分の廃棄物が処分されている。

また、2005 年には、原子炉施設等の廃止等に伴って発生する廃棄物のうち、放射性物質の濃度が極めて低いものについては、産業廃棄物と同様に処分や再利用を可能とするため、廃棄物に含まれる放射性物質の濃度の測定及び評価方法について認可を受けること及び測定結果について確認を受けることの 2 段階規制としてのクリアランス制度（※注）について、「原子炉等規制法」の改正が行われた。

（※注）廃棄物中に含まれる放射性廃棄物の濃度が、クリアランスレベル以下であることを確認するものであり、クリアランスレベルとは、当該物質に起因する放射線から受ける線量が自然界の放射線レベルと比較して十分低く、また、人の健康に対するリスクが無視でき、「放射性物質として扱う必要がないもの」を区分する値のことである。クリアランスレベルは、対象物が再生利用又は処分されたとして、人が受ける放射線の量が、年間 0.01 ミリシーベルト（自然放射線量の 1/100 以下）を超えないよう、様々なシナリオを想定した上で、算出されている。

3. 7. 原子力施設におけるトラブルについて

原子力発電所などの原子力施設（文部科学省所管施設を除く。）においてトラブルが発生した場合、各事業者は「原子炉等規制法」等に基づき、その旨を直ちに経済産業省に報告し、経済産業省はトラブルを公表し、原因の究明及び再発防止対策の確認を行うこととしている。

報告されたトラブルは、2004 年度は、実用発電用原子炉については合計 20 件、研究開発段階炉については 0 件、その他の原子力施設については 1 件であった。また、2005 年度は、実用発電用原子炉については合計 15 件、研究開発段階炉については 0 件、その他の原子力施設については 0 件であった。

「原子炉等規制法」等に基づき国に報告された原子力施設

におけるトラブル件数の推移

	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度
実用発電用原子炉※ ¹	11	8	11	20	15
実用発電用原子炉※ ²	4	4	2	－	－
発電用研究開発段階炉※ ¹	1	1	0	0	0
発電用研究開発段階炉※ ²	0	1	1	－	－
加工・再処理・廃棄物埋設・廃棄物管理施設※ ¹	0	0	0	1	0
加工・再処理・廃棄物埋設・廃棄物管理施設※ ²	0	0	0	－	－
合計	16	14	14	21	15

※¹：法律に基づく報告

※²：通達に基づく報告

※³：2003 年 10 月の「原子炉等規制法」に係る省令の改正に伴い、通達は省令に一本化された

3. 8. 広聴・広報の充実について

2004 年度に新設された原子力安全広報課は、原子力安全に係る広聴・広報を一元的に行う専門部署として、広報誌等の多様な媒体による情報提供や原子力施設立地地域への広報を担う原子力安全地域広報官を配置（青森、福島、新潟、福井）するなど、様々な手段を講じて国民に対するきめ細かい広聴・広報活動に努めている。

(1) 原子力安全・保安院幹部による地元自治体への訪問・説明

原子力安全・保安院幹部が、延べ 113 自治体を訪問し、原子力安全規制上の重要事項について、直接丁寧に説明した。

(2) ニュースレターの発行

2005 年 1 月に創刊し、2005 年度は全国の原子力施設立地地域周辺の住民に新聞折り込みで 3 回、約 50 万部を配布した。

(3) メールマガジンの発行

2005 年 4 月に創刊し、月 2 回、原子力安全・保安院の業務内容や各原子力保安検査官事務所のトピック等を紹介した。2005 年度末の登録者数は約 1,000 名に達した。

(4) パンフレットの作成

原子力安全・保安院の最新の施策等について、住民に分かり易く説明するためのパンフレットを作成した。

(5) C A T V 用ビデオ等の作成

原子力発電所の定期安全管理審査やその評価結果の意味について、わかりやすく説明する番組ビデオを企画制作し、若狭地域の C A T V において放送を行った。

(6) 住民説明会

九州電力(株)玄海原子力発電所 3 号機において計画されているプルサーマルの安全性について、原子力安全・保安院幹部から、施設立地地域周辺の住民に分かり易く説明するため、佐賀県玄海町においてシンポジウムを開催した。

(7) 直接対話型広聴・広報活動

北海道泊村及び佐賀県玄海町において地元のオピニオンリーダー等との意見交換等を行う「原子力安全地域対話促進事業」を実施した。

(8) リスクコミュニケーション技術研修

原子力安全・保安院の職員及び地方自治体の職員等に対し、リスクコミュニケーションの概念や方法を分かり易く解説するとともに、グループディスカッションを通じて、自らがリスクコミュニケーションの方法等について考えることを促すための研修を実施した。

4. 原子力防災対策

(1) 原子力防災対策への取組

JCO 事故により顕在化した課題の解消に向けて、原子力災害予防に関する事業者の義務、政府の原子力災害対策本部の設置等について特別の措置を講ずることを目的とする「原子力災害対策特別措置法」が 2000 年 6 月より施行され、各種対策を講じている。その中で、国が毎年作成する防災訓練計画に従い、内閣総理大臣等の参加を得て国、

地方自治体、原子力事業者等による国の原子力総合防災訓練を毎年実施している。

- ・ 2000 年度：島根県／中国電力(株)島根原子力発電所
(参加者：1,869 人 参加機関：83 機関)
- ・ 2001 年度：北海道／北海道電力(株)泊発電所
(参加者：2,717 人 参加機関：62 機関)
- ・ 2002 年度：福井県／関西電力(株)大飯発電所
(参加者：4,415 人 参加機関：117 機関)
- ・ 2003 年度：佐賀県／九州電力(株)玄海原子力発電所
(参加者：9,400 人 参加機関：86 機関)
- ・ 2004 年度：新潟県中越地震のため中止
- ・ 2005 年度：新潟県／東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所 (参加者：2,590 人 参加機関：74 機関)

(2) 核物質防護対策

2001 年 9 月に発生した米国同時多発テロ事件以降の国際情勢等の変化を受け、治安機関との協力のもと、原子力発電施設等への立入管理の徹底、周辺監視の強化等の警備強化に努めてきた。

核物質防護対策のより一層の強化を図るため、国際原子力機関 (I A E A) の核物質防護に関する勧告等を踏まえ、設計基礎脅威の導入、核物質防護検査制度の創設、核物質防護に係る機密保護制度の制定を盛り込んだ原子炉等規制法の改正等を行い、2005 年 5 月に公布、同年 12 月に施行された。

また、核物質防護に関する認可・届出等の手続については、「原子炉等規制法」第 43 条の 2 等の規定に基づき原子力施設の核物質防護規定の (変更) 認可を行うとともに、同法第 43 条の 3 等の規定に基づき核物質防護管理者の選任の届出等の処理を行った。

5. 「原子炉等規制法」の改正

核燃料物質の防護をめぐる近年の状況にかんがみ、核燃料物質の防護対策の強化を図るため、原子力事業者等に対し、核物質防護規定の遵守の状況に関する国の検査の受検及び特定核燃料物質の防護に関する秘密の保持を義務づけるほか、原子炉施設等の廃止について更なる安全の確保を図るため、廃止措置計画の認可制度を設ける等の措置を講ずるとともに、原子炉施設等の解体等に伴い生ずる放射能濃度が著しく低い物の取扱いに関する規定の整備を行

った。

5. 1. 国会における審議状況等

「原子炉等規制法」は、2005年2月18日に第162回国会に提出され、審議の結果、同年5月13日に可決・成立し、同月20日に公布された。国会における審議状況等は次のとおりである。

2005年

2月18日 閣議決定、国会提出

3月22日 衆議院経済産業委員会 付託

30日 同委員会 法案質疑〔1〕

4月20日 同委員会 法案質疑〔2〕

22日 同委員会 法案質疑〔3〕 可決（附帯決議）

26日 衆議院本会議 可決

5月9日 参議院経済産業委員会 付託

10日 同委員会 法案質疑〔1〕

12日 同委員会 法案質疑〔2〕 可決（附帯決議）

13日 参議院本会議 可決・成立

20日 公布

5. 2. 改正の概要

今回の法改正により、次のような規定の整備及び新設を行った（参照図：法改正の概要）。

(1) 核燃料物質の防護に関する規定の整備

(ア) 核物質防護規定の遵守の状況に関する検査

(A) 製錬事業者等は、核物質防護規定の遵守の状況について、主務大臣が定期に行う検査を受けなければならない。

(B) (A)の検査に当たっては、主務大臣の指定するその職員は、事務所又は工場若しくは事業所への立入り、帳簿等の検査、関係者に対する質問又は特定核燃料物質等の試料の提出（試験のために必要な最小限度の量に限る。）をさせることができる。

(イ) 核物質防護検査官

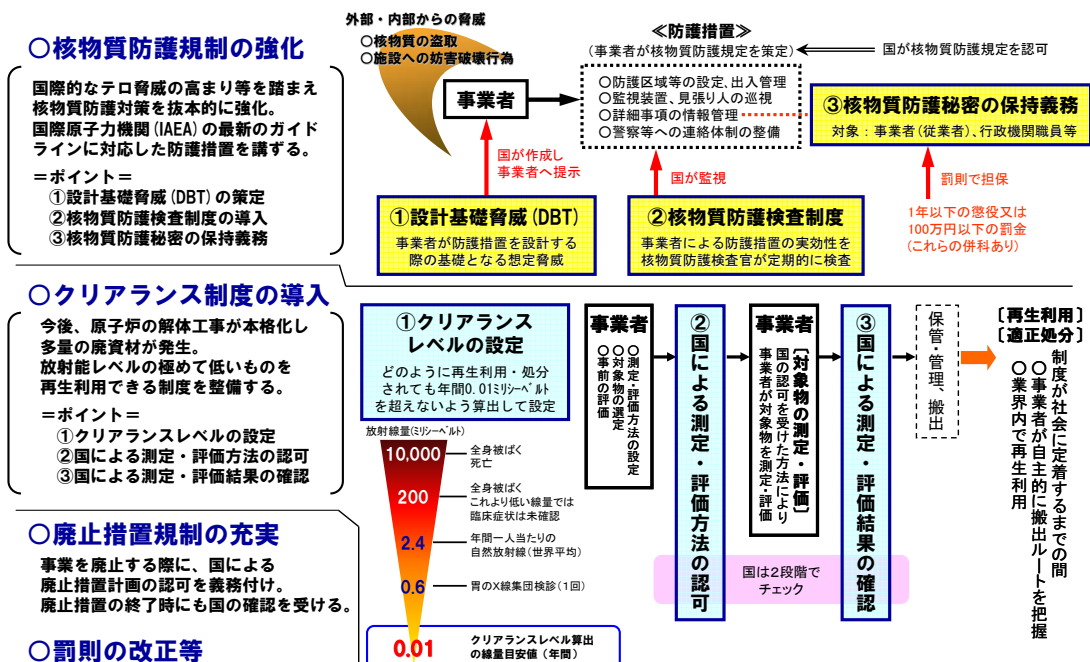
(A) 文部科学省及び経済産業省に、核物質防護検査官を置く。

(B) 核物質防護検査官は(ア)の検査に関する事務に従事する。

(ウ) 特定核燃料物質の防護に関する秘密保持義務

原子力事業者等及びその従業者等は、業務上知ることのできた特定核燃料物質の防護に関する秘密を漏らしてはならない。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律



法改正の概要

(2) 事業の廃止等に関する規定の整備

(ア) 事業の廃止等に伴う措置

- (A) 製錬事業者等は、その事業等を廃止しようとするときは、廃止措置を講じなければならない。
- (B) 製錬事業者等は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、廃止措置計画を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。
- (C) 製錬事業者等は、(B)の認可を受けた廃止措置計画にしたがって廃止措置を講じなければならない。
- (D) 製錬事業者等は、廃止措置が終了したときは、その結果が主務省令で定める基準に適合していることについて、主務大臣の確認を受けなければならない。
- (E) 製錬事業者等が(D)の確認を受けたときは、指定又は許可はその効力を失う。

(イ) 指定又は許可の取消し等に伴う措置

- (A) 指定又は許可の取消しを受けた製錬事業者等（以下、「旧製錬事業者等」と略す。）は、保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置等の規定の適用について、(E)の確認を受けるまでの間は、なお製錬事業者等とみなす。
- (B) 旧製錬事業者等は、廃止措置計画を定め、指定又は許可を取り消された日等から主務省令で定める期間内に主務大臣に認可の申請をしなければならない。
- (C) 旧製錬事業者等は、(B)の確認を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。
- (D) 旧製錬事業者等は、(B)の確認を受けた廃止措置計画にしたがって廃止措置を講じなければならない。
- (E) 旧製錬事業者等は、廃止措置が終了したときは、その結果が主務省令で定める基準に適合していることについて、主務大臣の確認を受けなければならない。

(3) 放射能濃度についての確認等に関する制度の新設

(ア) 原子力事業者等は、工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質についての放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものとして主務省令で定める基準を超えないことについて、主務大臣の確認を受けることができる。

(イ) (ア)の確認を受けた物は、この法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の政令で定める法令の適用については、核燃料物質によって汚染された物でない

ものとして取り扱う。

(4) 施行期日

この法律は、公布の日から起算して9か月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する（なお、政令で施行期日を2005年12月1日とした）。

6. 2005年度の個別事例

(1) 関西電力(株)美浜発電所3号機の二次系配管破損事故

(ア) 事故の概要

2004年8月9日、関西電力株式会社（以下、「関西電力(株)」と略す。）美浜発電所3号機において、二次系配管が破損し、冷却水が流出して、原子炉が自動停止した。事故発生時に現場にいた協力会社の作業員が破口部から流出した蒸気及び高温水により被災し、5名が死亡、6名が負傷するという、我が国の原子力発電所で例をみない重大な結果となった。（なお、破損箇所から噴出した蒸気には放射性物質は含まれておらず、周辺環境への影響もなかった。）（参照図：美浜発電所3号機の主要系統と破損位置）。

事故の翌日には、経済産業大臣が現地入りするとともに、原子力安全・保安院（以下、「保安院」と略す。）は、事故後直ちに事故調査委員会を設置し、精力的に検討した。この結果として、2004年9月27日に中間取りまとめ、2005年3月30日に最終取りまとめを実施した。これらの取りまとめにおいて、事故の直接的原因は、関西電力と三菱重工業が事故のあった配管を点検リストから漏らしていたため、当該配管が浸食・腐食で減肉していた事実を長年見落としてきたことであり、その根本原因は、これら事業者の不十分な保守管理・品質保証体制があったとされた。

2005年4月1日以降の再発防止対策の実施状況は次のとおりである

(イ) 保安院の取組状況

(A) 事故調査委員会の設置

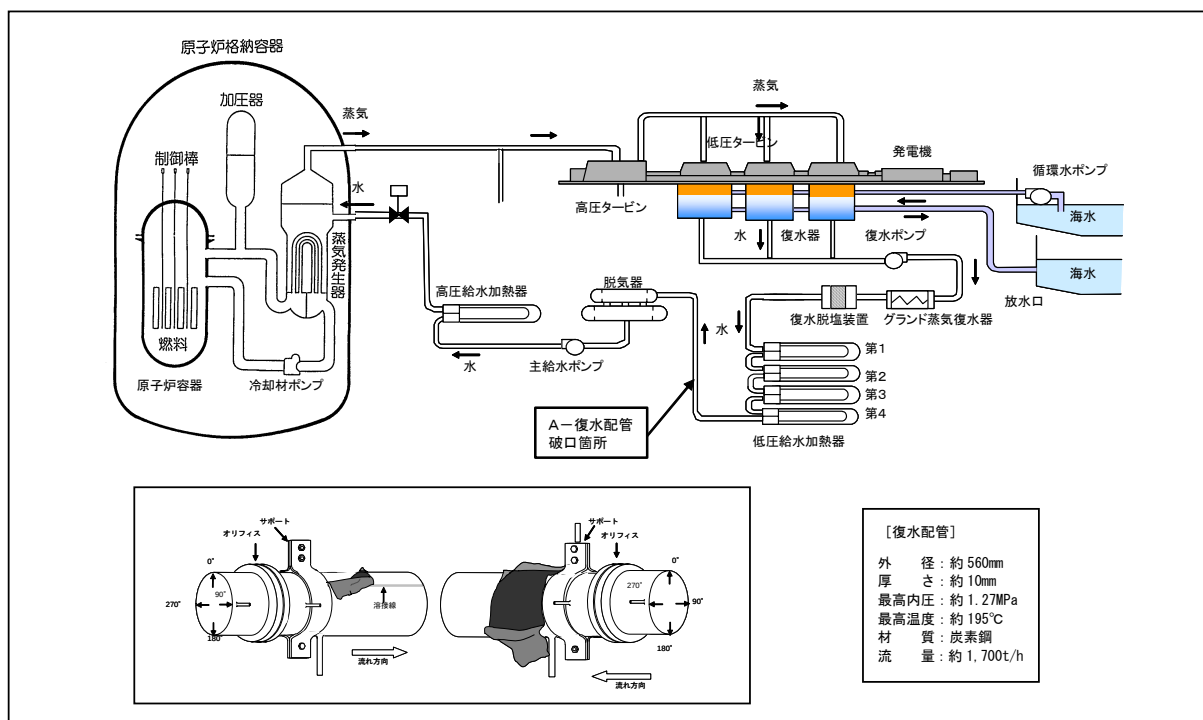
（美浜発電所3号機二次系配管破損事故調査委員会）

2004年8月10日

原子炉安全小委員会の下、事故調査委員会を設置
（以降、11回開催）

2005年3月30日

最終報告書取りまとめ



図：美浜発電所3号機の主要系統と破損位置

2006年3月28日

再発防止対策の定着状況について評価

(調査委員会解散)

(B) 特別な保安検査の実施

(2004年第3四半期～2005年第4四半期)

再発防止対策を総合的に検証するため、若狭地区事務所の検査官の相互派遣や保安院保安検査官派遣など検査体制を充実・強化して検査を実施した。また、2005年7月1日には、地域原子力安全統括管理官（若狭地域担当）を新設し、以降、同管理官も加えて検査を実施した。

(C) 通常の保安検査によるフォロー

(2006年第1四半期～)

再発防止対策の実施状況について、引き続き、フォローしているところである。原子力事業本部に係わる事項については、現地3事務所の検査官と地域原子力安全統括管理官により実施している。

(D) 原子力保全検証委員会のフォロー

(2005年6月17日、関西電力(株)内に設置)

内部監査組織（第3者委員から構成）であるが、原子力安全・保安院もオブザーバーとして参加し、再発防止対策が着実に実施されていること等について、監視している。

(E) 三菱重工の再発防止対策のフォロー

2005年8月29日以降、定期的（約1回／四半期）に、再発防止対策の実施状況について、聞き取り調査を実施している。

今後、関西電力(株)に対しては、通常の保安検査等により再発防止対策の実施及び定着状況を確認していくこととしている。

また、三菱重工業(株)の再発防止対策については、実施段階に移行したが、評価・改善活動を確実に展開していく必要があり、原子力安全・保安院としては、同社の再発防止対策が自律的に実施されるかどうかについて、関西電力(株)が実施する調達管理の改善状況を確認することを通して注視していくこととしている。

(2) 宮城県沖の地震による女川原子力発電所の自動停止

2005年8月16日に発生した宮城県沖の地震により、運転中の女川原子力発電所1～3号機、すべてが自動停止した。その後の点検により、安全上問題となるような損傷は認められなかった。しかし、地震時に採取されたデータの分析を行ったところ、一部の周期で設計時に想定された基準地震動を上回ったことから、原子力安全・保安院は東北電力(株)に対して要因分析などの検討を指示した。

これを受け、東北電力(株)から同年11月25日、基準地

震動を上回った要因を分析するとともに、強い地震動によって2号機の耐震安全性を確認した結果について原子力安全・保安院へ報告があった。原子力安全・保安院では、耐震・構造設計小委員会を開催し、専門家の意見も聴取して検討した結果、同年12月22日、報告は妥当であり、女川原子力発電所2号機の耐震安全性は確保されとの原子力安全・保安院の報告書を取りまとめた。

また、その後、3号機及び1号機についても東北電力(株)から報告があり、原子力安全・保安院は、3号機については2006年3月1日に耐震安全性は確保されとの結論をまとめた。

なお、原子力安全・保安院では、取りまとめ結果について、適宜地元自治体などへの説明を実施するとともに、近く地元住民を対象にした住民説明会を開催する予定である。

<東北電力(株)女川原子力発電所の耐震安全性確認に係る経緯>

- ・ 2005年8月16日 宮城県沖の地震により、女川原子力発電所1号機～3号機が自動停止した。この地震動が設計時に設定された基準地震動を一部上回ったことが判明した。
- ・ 東北電力は同年9月2日、各設備の点検の結果、安全上問題となる被害がなかったこと及び女川原子力発電所における地震の詳細な観測データを公表した。原子力安全・保安院は、各号機の耐震安全性の評価と基準地震動を上回った要因の分析を東北電力に対して指示した。
- ・ 東北電力は同年11月25日、基準地震動を上回った要因の分析とより強い地震動による2号機の耐震安全性の確認について原子力安全・保安院へ報告した。
- ・ 原子力安全・保安院は、報告の内容について、総合資源エネルギー調査会傘下の耐震・構造設計小委員会を開催して検討した。同年12月22日、東北電力の報告は妥当であるとする報告書を取りまとめた。
- ・ 東北電力は、2006年1月10日、2号機を再起動した。
- ・ 同年1月20日 東北電力(株)から3号機の耐震安全性について報告があった。
- ・ 同年3月1日 原子力安全・保安院は、3号機の耐震安全性を確認した。
- ・ 同年3月14日 東北電力(株)は3号機を再起動した。

(3) 日本原燃(株)六ヶ所再処理施設の状況について

青森県六ヶ所村に日本原燃(株)が建設中の商業用再処理施設(年間再処理能力800トン)については、2007年の操業開始に向け、通水作動試験、化学試験を経て、2004年12月からはウラン試験を実施した。

一方、2005年6月に使用済燃料受入・貯蔵施設のバーナブルポイズン取扱ピットから出水が確認され、プール水の漏洩であると認められたことから、ピットの水抜きを行い、漏洩箇所の特定制調査を行った。漏洩箇所は、2003年に行われた不適切な溶接施工の点検時に検出できなかった箇所であったことから、補修及び国による検査が行われていなかった。原子力安全・保安院としては、再点検時の現地保安検査官の立ち会い、漏洩箇所の補修に係る法令に基づく検査の実施とともに、総合資源エネルギー調査会の下に設置された「六ヶ所再処理施設総点検に関する検討会」において、日本原燃(株)の品質保証体制について引き続きフォローすることとし、地元を始めとする関係各所に、これらの取組等について説明を行った。

また、六ヶ所再処理事業所の特定廃棄物管理施設の設計及び工事方法の認可申請においてガラス固化体貯蔵建屋の冷却機能の解析評価に誤りがあったことから、2005年1月に原子力安全・保安院は日本原燃(株)に対し類似の構造をもつ設備について再度評価を行うよう指示を行った。これに対し、同月、日本原燃(株)より再評価結果についての報告書が提出され、類似の構造をもつ建屋の構造設計について一部変更するとの回答があった。設計変更に係る申請について、原子力安全・保安院は専門家からの意見聴取も踏まえ同年10月に認可、同年12月に検査を行い、設計変更が妥当であることを確認した。

2006年2月には、ウラン試験の結果が所期の目的を達成したこと、また日本原燃(株)より提出のあった、使用済燃料を用いた総合確認試験(アクティブ試験)についての計画が安全の確保、試験項目、品質保証等といった項目について妥当であることを、専門家の意見も踏まえながら原子力安全・保安院が確認した。これを踏まえ、3月よりアクティブ試験が開始された。

産業保安

中央省庁の再編により、2001 年 1 月 6 日に原子力安全・保安院が設置され、これまで通商産業省環境立地局が実施していた火薬類、高圧ガス、石油コンビナート、液化石油ガス、鉱山の保安行政と資源エネルギー庁が実施していた電気、都市ガス、熱供給の保安行政を原子力安全・保安院に一元化した。

1. 産業保安監督部の発足

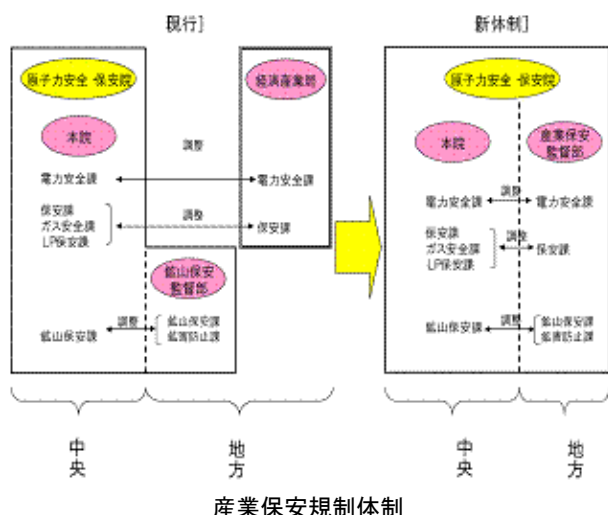
(1) 産業保安監督部の発足

近年、産業事故に対する社会的関心が高まっている中、2003 年以降大規模な産業事故が続発し、情報収集や原因調査、再発防止等に関し、一層迅速、かつ、明確な責任・監督体制下での対応が求められている。

これまで、鉱山の保安規制は、原子力安全・保安院の地方組織である「鉱山保安監督部」が実施してきたが、鉱山保安以外の電気工作物（原子力を除く）、火薬類、各種高圧ガス設備、都市ガス、LP ガス等の保安やコンビナート防災等の一般産業の保安については、経済産業局が所管していた。

前述のような背景の下、規制当局に対して、責任の明確化と災害発生時における迅速な対応が求められており、こうした要請を踏まえ、経済産業局が所掌している産業保安規制事務について、原子力安全・保安院長の指揮監督下に置き、その責任の一元化・明確化を図ることとした。

このため、2005 年 4 月 1 日、経済産業局の産業保安部門である電力安全課及び保安課を原子力安全・保安院の地方組織である鉱山保安監督部に統合させることにより、新たに「産業保安監督部」が発足した。



(2) 産業保安監督部の業務内容

(ア) 電力安全業務

電気工作物（発電所、送電線、変電所、配電線及び需要設備等）に対する安全規制業務のほか、電気保安に関する資格付与に関する事務等を実施した。

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安業務

一般・簡易ガス事業者に係るガス工作物の保安、火薬類の取締、高圧ガスの保安、液化石油ガスの保安、石油コンビナート等の災害防止に関する安全規制業務のほか、事故等各種報告の徴収等を実施した。

(ウ) 鉱山保安業務

鉱山における保安確保のため、「鉱山保安法」に基づき鉱業権者が行う災害防止、鉱害防止等の措置の実施状況を監督した。また、「鉱山保安法」に基づき「鉱務監督官」が置かれ、保安の監督上必要があるときは、鉱山等に立ち入り必要な検査を行うとともに、「鉱山保安法」違反の罪について、「刑事訴訟法」の規定による「司法警察員」としての職務を実施した。さらに、「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」に基づき、休廃止鉱山における鉱害防止対策等を実施した。

2. 電力の保安

(1) 「電気事業法」に基づく保安規制

「電気事業法」は、電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによって、電気の使用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図るとともに、電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保し、及び環境の保全を図ることを目的としている。

電気工作物の保安を確保するため、「600V 以下で受電、又は一定の出力未満の小出力発電設備で受電線路以外の線路で接続されていない等、安全性の高い電気工作物」を一般用電気工作物、「それ以外の電気工作物」を事業用電気工作物と区分している。

(2) 「電気事業法」の改正概要（保安規制関連）

「電気事業法」については、技術進歩や事業者による自主的な保安確保への取組等の環境変化を踏まえ、現状の安全水準を維持しつつ、官民の役割分担の見直しや規制の合理化等を図るため、1995 年及び 1999 年に改正が行われた。1995 年には、技術進歩による保安実績の向上、自己責任

明確化の要請等を踏まえた保安規制の合理化を目指し、国の直接的関与の必要最小限化・重点化、電気工作物の区分見直し、指定試験機関への電気主任技術者試験事務の委任が行われた。また、1999 年には、近年の技術の進歩や事業者による自主的な保安確保への取組等の環境変化を踏まえ、現状の安全水準を確保しつつ、官民の役割分担を見直し、規制を合理化することにより事業者の負担を軽減するとともに、将来の制度を視野に入れた合理的なシステムを構築することを目指し、政府認証から自己確認への移行、自主検査の実施に係る体制について審査する仕組みの導入、公益法人要件のない指定機関制度の導入が図られた。

(3) 電力分野における保安規制見直し

総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会の下に設置された電力安全小委員会においては、これら一連の制度改正後の実施状況について全体的なレビューを行うこととなり、検討対象とした5つの項目（小出力発電設備、技術基準、安全管理審査制度、一般用電気工作物の調査、電気主任技術者の外部委託）について、2002 年6月には、小出力発電設備、安全管理審査制度及び電気主任技術者の外部委託についての検討結果を、2003 年5月には技術基準及び一般用電気工作物の調査についての検討結果を電力安全小委員会報告として取りまとめた。これらの報告を受け、次のような取組を行っている。

(ア) 2002 年6月報告の項目について

- (A) 一定の要件を満たす燃料電池を新たに一般用電気工作物に追加するとともに、火力、水力、風力に関する発電設備の技術基準を改正し、一般用電気工作物について技術基準を整備する（2005 年3月に措置）。
- (B) 溶接安全管理審査制度（火力分野）において民間製品認証制度を導入する（2004 年度より実施）。
- (C) 電気主任技術者の外部委託先法人の指定を廃止し、一定の要件を満足する法人の新規参入を可能とする（2004 年1月に措置）。

(イ) 2003 年5月報告の項目について

- (A) 民間規格評価機関からの提案による新技術・民間規格の電気事業法に基づく技術基準への適合性確認のプロセスの明確化について策定する（2004 年7月に措置）。

- (B) 一般用電気工作物の調査方法に係る基本的要件を明示し（2003 年12月）、電気工事業者が施工証明書を一般家庭あてに発行する制度を試験実施する（2004 年度より実施）。

3. 都市ガス及び熱供給の保安

(1) 概要

「ガス事業法」は、ガス工作物の工事、維持及び運用並びにガス用品の製造及び販売を規制することによって、公共の安全を確保し、併せて公害の防止を図ることを目的としている。

「特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律」は、「ガス事業法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」と相まって、特定ガス消費機器の設置又は変更の工事の欠陥に係るガスによる災害の発生を防止するため、これらの工事の事業を行う者の工事の監督に関する義務等を定めることを目的としている。

「熱供給事業法」は、熱供給施設の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保することを目的としている。

(2) 新潟県中越地震ガス地震調査検討会

2004 年10月に発生した新潟県中越地震に関し、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）等を契機にこれまでに講じられてきた都市ガス地震対策の有効性等を検証し、知見を蓄積するとともに、必要に応じ課題の抽出と対策の検討を行うべく、原子力安全・保安院長の私的懇談会として「新潟県中越地震ガス地震調査検討会」が開催された。

本検討会で2004 年度から、〔1〕ガス設備の被害復旧の総括、〔2〕緊急対策の実施状況及び評価、〔3〕設備対策の実施状況及び評価、〔4〕復旧対策の実施状況及び評価、〔5〕今後のガス地震対策の課題について調査検討を行い、2005 年10月、ガス安全小委員会に報告した。

(3) 2005 年ガス事故報告の概要

「ガス事業法」施行規則第112条に基づき2005 年に国に報告された事故の件数は160 件であり、製造段階における事故9 件、供給段階における事故106 件、消費段階における事故45 件であった。これまでの傾向同様、供給段階の事故件数が過半を占めている。また、死亡者数は全体で

4名であり、内訳は製造段階1名、供給段階1名、消費段階2名であった。2004年と比較すると、事故件数は24件減少し、死亡者も2名減少している。

製造段階における事故は9件の報告があり、2004年に比べて3件減少した。このうち1件はガスホルダーの解体中に生じた死亡事故であり、製造段階の死亡事故としては、1993年以降のものである。

供給段階における事故の報告件数は106件と2004年に比べ19件減少した。このうち1件は灯外内管（活管）の撤去の作業中に、当該作業を単独で行った作業員が、生ガス噴出に伴う酸素欠乏症により死亡した事故であり、本件事故を受けて、原子力安全・保安院としては、簡易ガス事業者に対し再発防止を求めるとともに、一般ガス事業者に対し注意喚起を行う指導文書を発出した。

消費段階における事故の報告件数は45件と2004年の47件に比べ2件減少し、死亡者数2人であった。このうち1件は、パロマ工業株式会社製の半密閉式瞬間湯沸器が不正改造されたことにより生じたものであった。

都市ガス事故集計表

		2003年	2004年	2005年
製造	事故件数	21	12	9
	死亡者数	0	0	1
供給	事故件数	129	125	106
	死亡者数	0	3	1
消費	事故件数	53	47	45
	死亡者数	4	3	2

(4) 空気抜き孔付き機器接続ガス栓によるガス漏洩事故

2006年2月、キッチン組込タイプのガスコンロ接続用に設置された「空気抜き孔付き機器接続ガス栓」のうち、引き出し型キャビネットの内部に設置されているものについて、設置状態及びその後の使用状況により、ごく希にガス漏れが発生する可能性があることが判明した。

原子力安全・保安院としては、産業保安監督部、業界団体等を通じ全国の事業者に対して、設置状況の調査を行うとともに、設置されている場合は、今後の対応策及びその実施計画について報告を行うよう指示した。

(5) 都市ガス分野トップヒアリングについて

企業活動における保安体制を確立するためには、経済産業省内に設置された産業事故連絡会において実施した「産業事故調査結果の中間とりまとめ」（2003年）、及び「産業事故に関するアンケート調査結果」（2004年）で指摘さ

れているとおり、経営トップの積極的な関与が重要であると考えられる。

原子力安全・保安院は、産業保安におけるトップマネジメントの重要性にかんがみ、都市ガスの保安に係る基本的認識及び具体的取組等について、一般ガス事業及び簡易ガス事業の各社社長等経営トップから直接話を伺うとともに、幅広い観点から意見交換を行った。

当ヒアリングは、2005年11月初旬から12月初旬にかけて、原子力安全・保安院産業保安担当審議官が中心となって、本院所管の大手事業者を含む全国の一般ガス事業者10社及び簡易ガス事業者4社の合計14社を対象に実施した。

4. 高圧ガスの保安

(1) 高圧ガス保安行政の取組

高圧ガスの保安に関する規制については、「高圧ガス保安法」及び「石油コンビナート等災害防止法」の規定に基づき、製造、貯蔵等の高圧ガスの取扱いや容器の製造及び取扱いに係る保安を確保するとともに、民間事業者による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進することにより公共の安全を確保している。

(2) 高圧ガス及び火薬類保安分科会高圧ガス部会

高圧ガス及び火薬類保安分科会高圧ガス部会は、高圧ガスの保安に関する重要事項の調査及び審議を所掌事務としている。2001年9月に、「昨今の環境変化を踏まえた今後の高圧ガス及び火薬類に係る保安の在り方はいかにあるべきか」についての諮問が高圧ガス及び火薬類保安分科会より再付託されている。

2003年6月以降、「高圧ガス保安法」第35条第1項第2号に基づき経済産業大臣が認定した者（以下、「認定保安検査実施者等」と略す。）が、法令に基づく検査を適正に行っていない事例が続けて報告されたため、原子力安全・保安院は所要の調査を行い、6社、11事業所の認定を取り消した。こうした事態を受け、不祥事の再発防止策について検討が必要となった。

(3) 保安検査の方法に係る制度の見直し

前項(2)の提言を踏まえ、認定保安検査実施者等の認定基準については、関係省令の改正を行い、認定に係る事業

所の体制の基準を定める告示を新たに制定した（2005 年 3 月 31 日施行）。

保安検査の方法については、民間検査規格を活用するに当たり、透明性・中立性を確保しつつ専門的知見をもって検討・評価を行う場として高圧ガス部会の下に保安検査規格審査小委員会を設置した。2004 年 11 月に高圧ガス保安協会が 6 規格を原子力安全・保安院に提出したことを受け、同小委員会はこの 6 規格の審査を行い、2005 年 1 月に評価書を取りまとめた。この評価書の内容に沿って高圧ガス保安協会が策定した 6 規格を保安検査の方法として定める告示を新たに制定した（2005 年 3 月 30 日施行）。その後、高圧ガス保安協会と高圧ガス L N G 協会から共同規格の提案が 1 件あり、同様に小委員会による審査、評価書の取りまとめを経て 2005 年 9 月 13 日に告示に追加した。

また、従来の保安検査の方法は 2006 年 3 月末日をもって適用を終了し、2006 年 4 月より全面的に新しい保安検査の方法の適用に移行した。

(4) その他制度の適正化等

規制緩和要望等に対応するために次に掲げる制度改正を実施した。

- ・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の施行に伴い、「高圧ガス保安法」の危害予防規程に係る記載事項を追加するよう各省令を改正した（2005 年 9 月 1 日施行）。
- ・規制改革・民間開放推進 3 カ年計画（2004 年 3 月 19 日閣議決定）における措置内容及び冷凍保安規則の一部改正等に対応するため、冷凍保安規則の機能性基準の運用に関する例示基準の一部を改正した（2006 年 2 月 2 日施行）。
- ・これまで、構造改革特区特例措置により特例を認めていた一般高圧ガス保安規則における高圧ガス設備の技術上の基準について、2005 年 3 月の認定実績に基づき検討した結果、同等の措置を特区のみならず全国レベルで認めることが妥当とされたため、省令の一部を改正した（2006 年 4 月 3 日施行）。

高圧ガス事故統計集計

	2001 年	2002 年	2003 年	2004 年	2005 年
1 月	10	18	26	41	41
2 月	17 27	19 37	20 46	38 79	33 74
3 月	21 48	19 56	30 76	30 109	47 121
4 月	10 58	20 76	35 111	40 149	42 163
5 月	11 69	18 94	38 149	37 186	36 199
6 月	17 86	16 110	25 174	38 224	35 234
7 月	24 110	31 141	27 201	35 259	47 281
8 月	16 126	28 169	30 231	46 305	43 324
9 月	11 137	26 195	36 267	48 353	44 368
10 月	18 155	25 220	42 309	62 415	38 406
11 月	17 172	30 250	36 345	39 454	44 450
12 月	18 190	30 280	39 384	37 491	51 501
合計	190	280	384	491	501
対前 年比	57.0	47.4	37.1	27.9	2.0

〔注〕上欄は各月件数。下欄は各月累計件数。速報値の

「高圧ガス保安法」関係事故件数の推移

		2001 年	2002 年	2003 年	2004 年	2005 年
製造事業所	冷 凍	7	5	11	4	15
	コンビナート	4	15	17	18	14
	L P	6	10	8	11	10
	一 般	15	19	24	36	26
	計	32	49	60	69	65
移 動		26	28	27	33	22
消 費		116	182	288	367	398
そ の 他		16	21	9	22	16
合 計		190	280	384	491	501

〔注〕速報値のため、変更等があり得る。

5. 火薬類の保安

(1) 火薬類保安行政の取組

火薬類の保安については、「火薬類取締法」の規定に基づき、火薬類の製造、販売等の取扱いを規制することにより、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保している（参照表：2005 年火薬類事故）。

2005 年火薬類事故

〔Ⅰ〕総括表（取扱・種類別一覧表）

項目		件		死		傷（重－軽）	
取扱	種類別	件	計	死	計	傷（重－軽）	計
製造中	産業火薬	2	2	0	0	1－0	1－0
	煙火	0		0		0－0	
	がん具煙火	0		0		0－0	
消費中	産業火薬	5	29	1	1	1－1	4－27
	煙火	20		0		2－23	
	がん具煙火	4		0		1－3	
運搬中	産業火薬	0	0	0	0	0－0	0－0
	煙火	0		0		0－0	
	がん具煙火	0		0		0－0	
貯蔵中	産業火薬	0	0	0	0	0－0	0－0
	煙火	0		0		0－0	
	がん具煙火	0		0		0－0	
がんろう中	産業火薬	0	1	0	0	0－0	0－3
	煙火	0		0		0－0	
	がん具煙火	1		0		0－3	
その他事故	産業火薬	1	2	1	1	0－1	0－2
	煙火	1		0		0－1	
	がん具煙火	0		0		0－0	
合 計	産業火薬	8	34	2	2	2－2	5－32
	煙火	21		0		2－24	
	がん具煙火	5		0		1－6	

(2) 高圧ガス及び火薬類保安分科会火薬部会

高圧ガス及び火薬類保安分科会火薬部会は、火薬類の保安に関する重要事項を調査審議する組織として設置されている。2006 年 2 月及び 3 月に同部会の下部機関である産業火薬保安小委員会及び煙火保安小委員会を開催し、火薬類の製造に関する技術基準の見直し、製造業者に係る軽微な変更工事の対象の見直し、手筒煙火の製造及び消費に関する技術基準の整備について審議を行った。

(3) 火薬類の製造に関する技術基準の見直し

火薬類の製造に関する技術基準については、1950 年の「火薬類取締法」施行規則制定以降、6 回の改正が行われているが、多くの規定内容が制定当時のままとされており、一方、規則制定からこれまでの間、製造現場では新たな製造技術及び製造設備が導入されていることから、これらの実態に即した技術基準への見直しを行い、省令の改正を行った（2006 年 3 月 31 日施行）。

(4) 製造業者に係る軽微な変更工事の対象の見直し

「火薬類取締法」施行規則第 8 条において、軽微な変更の工事対象は、暖房設備、照明設備、排気設備、土堤等の

工事に限定されていたことから、2003 年に産業界から製造設備に関する軽微な変更工事対象の拡大について規制改革要望として提出された。2004 年 3 月、規制改革・民間開放推進 3 か年計画の措置事項の一つとして取りまとめられたことを受け、火薬類の保安上支障がないことを精査した上で省令の改正を行った（2006 年 3 月 31 日施行）。

(5) 手筒煙火の製造及び消費に関する技術基準の整備

「構造改革特別区域法」に基づき、「火薬類取締法」による手筒煙火の消費に係る年齢制限を現行の 18 歳以上から 16 歳以上に引き下げる内容の規制緩和要望が提出され、2005 年 2 月構造改革特別区域推進本部決定として取りまとめられたことを受け、消費者等の安全が確保されることを前提に年齢制限の緩和を認めることとし、省令等の改正を行った（2006 年 3 月 31 日施行）。

6. 液化石油ガスの保安

原子力安全・保安院は、一般消費者等が生活の用に使用する液化石油ガス（以下、「LPG」と略す。）による災害の防止を目的とする「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（以下、「液石法」と略す。）の実

施及びL P ガス販売事業者等への立入検査の実施による事後規制など同法の適正な運用を図るとともに保安対策の高度化を図るための調査・研究開発について下記を実施した。

(1) L P ガス販売事業者等への指導について

L P ガス販売事業者等における保安の確保・高度化の努力が適切に行われるよう下記を実施した。

(ア) 行政による事後的な監視として行っている立入検査を15件実施した。

(イ) 立入検査を行った結果、複数の事業所において保安に係る帳簿への虚偽の記載、多数の保安点検業務の未実施等重大な法令違反が認められたため、保安業務の改善命令、L P ガス販売事業の一部停止命令等の行政処分並びに改善指示及び厳重注意の行政指導によって厳正に対処を行った。

また、各販売事業者及び保安機関に対し、保安業務の適正な実施をはじめとした法令遵守について徹底を指示した。

(ウ) 2004 年及び 2005 年において埋設管工事中に作業員が酸素欠乏事故によりそれぞれ1名が死亡する事故が発生したことを踏まえ、L P ガス販売事業者に事故の再発防止を図るため、工事に当たってはL P ガス漏洩防止措置等の適切な安全対策を講じるよう注意喚起を行った。

(エ) 大手事業者各社の社長からの各社の保安確保の取組、保安体制の確立状況等に係るヒアリングを実施した。

(2) 液化石油ガス保安対策指針の策定について

消費者の保安確保の一層の充実及び重大事故の早期撲滅の観点から、2005 年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針を策定した。本指針は、〔1〕L P ガス販売事業者等の自主保安の一層の高度化、〔2〕業務主任者の役割と責任、〔3〕具体的な事故防止対策（バルク事故防止対策、業務用厨房等における事故防止対策、埋設管事故防止対策、一般家庭における消費者事故防止対策、落雪事故防止対策）、〔4〕自然災害対策の4点を重点項目として、原子力安全・保安院に登録しているL P ガス販売事業者等に対し通知し、自主的な保安対策を実施する際の指針として周知徹底を図った。

(3) 調査・研究開発の実施について

機器の保安機能の最適維持、経年劣化等による異常等を故障前に簡易に検知できる等L P ガスの流通・消費段階において、国が技術開発により保安対策の高度化を図り、事故・災害を未然に防止するとともに、L P ガスの生産・流通の合理化に資するための〔1〕安全機器の保安機能維持のための共通基盤技術の調査研究、〔2〕調整器の経年劣化等異常検知技術の調査研究等を高圧ガス保安協会へ委託して行った。

(4) 指導・普及の実施について

L P ガス等を取り扱う事業者の自主保安を促進し、事故・災害を未然に防止するために、〔1〕地域の指導者となるべき保安専門技術者の育成及びインターネットを利用した各種保安高度化関係情報の提供、〔2〕保安技術講習会及び保安機関業務等の個別コンサルティング等を高圧ガス保安協会等へ委託して行った。

そのほか、L P ガス販売事業者等の保安技術レベルの向上のための講習会事業、保安技術者向けwebサイトの運営事業を実施しており、一般消費者等に対しては、関連業界団体と協力して、webサイトの運営、各種広報活動を通じて、L P ガスを安全に使用するための知識・安全器具の普及・啓発事業を実施した。

(5) 液化石油ガス消費者保安功績者原子力安全・保安院長表彰について

L P ガスの保安高度化を図るため、自主的な保安活動を積極的に推進し顕著な功績を挙げたL P ガス販売事業者等への表彰を行った。

また、表彰対象者を周知するため、原子力安全・保安院や関係団体のホームページ等で積極的に広報を行った。

ＬＰガス一般消費者事故集計表

(年別及び月別事故(累計) 件数)

	2001 年	2002 年	2003 年	2004 年	2005 年
1 月	21	11	17	6	8
2 月	11 32	5 16	11 28	14 20	15 23
3 月	5 37	9 25	8 36	10 30	15 38
4 月	3 40	5 30	4 40	7 37	2 40
5 月	7 47	11 41	10 50	11 48	6 46
6 月	5 52	8 49	12 62	5 53	6 52
7 月	6 58	10 59	10 72	10 63	6 58
8 月	6 64	6 65	9 81	11 74	4 62
9 月	5 69	6 71	8 89	7 81	4 66
10月	6 75	5 76	12 101	10 91	6 72
11月	8 83	7 83	8 109	6 97	9 81
12月	4 87	7 90	11 120	8 105	24 105
合計	87	90	120	105	105
対前年 比(%)	+11.5	+ 3.4	+33.3	▲12.5	± 0

[注] 下線部分は各月累計件数

(年別事故件数及び死傷者数)

項 目	2001 年	2002 年	2003 年	2004 年	2005 年
件 数	87	90	120	105	105
死者 (人)	4	3	9	6	1
傷者 (人)	2	4	7	2	1
	69	64	86	88	58
	23	8	6	18	0

7. 鉱山の保安

鉱山においては、鉱業権者による自主保安体制の確立・堅持を基本とする保安の確保が事業活動の大前提であるが、政府としても、これを補完するため「鉱山保安法」及び「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」に基づき監督検査等を実施した。

また、金属鉱山等の坑廃水などは、放置すれば周辺環境・住民に多大な影響を及ぼすおそれがあることから、地方公共団体等が行う鉱害防止事業に対して補助金等による支援を行うとともに、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下、「機構」と略す。）等を通じて鉱害防止技術開発、同調査指導、国際技術協力等を実施した。

(1) 鉱山保安規則等の一部改正

揮発性有機化合物（VOC：Volatile Organic Compounds）の排出及び飛散の抑制を図ることを目的とした「大気汚染防止法の一部を改正する法律」（平成 16 年 5 月 26 日法律第 56 号）が 2006 年 4 月 1 日に施行されること等から、「鉱山保安法施行規則」（平成 17 年経済産業省令第 20 号、以下「施行規則」と略す。）及び「鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令」（平成 16 年経済産業省令第 97 号、以下「技術基準省令」と略す。）について所要の改正を行った。具体的な内容は次のとおりである。

なお、いずれの省令も 2006 年 4 月 1 日に施行されることとなった。

(ア) 揮発性有機化合物の排出抑制

「大気汚染防止法」の一部改正により、その規制対象として新たに VOC が追加されたことから、これに対応するため、「鉱山保安法」においても施行規則及び技術基準省令について次の改正を行った。

(A) 定義（施行規則第 1 条関係）

- ・「VOC」及び「VOC 排出施設」を定義すること

(B) VOC の処理について講ずべき措置（新設）

- ・鉱害を防止するための措置を講ずること
- ・排出される VOC の量を排出基準に適合させること

(C) 工事計画を届け出なければならない施設（施行規則第 31 条関係）

- ・工事計画を届け出なければならない施設（特定施設）として VOC の貯蔵タンクを定めること

(D) VOC 排出に係る排出報告（新設）

- ・VOC 排出施設から基準に適合しない VOC が排出された場合とすること

- ・VOC 排出施設が変更された場合とすること

(E) 施設の技術基準の追加（技術基準省令第 5 条関係）

- ・特定施設の VOC 排出基準を設定すること
- ・VOC 濃度の測定方法を定めること

(イ) 附属施設の範囲

「鉱山保安法」第 2 条第 2 項のただし書の附属施設の範囲は、経済産業省令で定めることとなっているが、施行規則では「当該鉱物の掘採に係る事業を主たる事業としない附属施設」について規定されていないことから、その附属施設の範囲を設けるよう所要の改正を行った。

(ウ) その他

粉じん濃度の測定・評価及び放射線の測定については、粉じんの濃度測定等に精通し、高度の知識、技術を有している作業環境測定士（「作業環境測定法」（昭和50年法律第28号）第2条第5号又は第7号に規定する者。）又はこれと同等以上の能力を有する者に測定等を実施させるよう規定する等、新たな鉱山保安制度について、その制度を高めるため必要な施行規則及び技術基準省令の改正を行った。

(2) 災害の発生状況

「鉱山保安法」第41条に基づき、2005年度に報告のあった災害は次のとおりである。

	災害報告件数	り災者数 (軽傷以上)
金属・非金属	18	15
石灰石	19	17
石油	2	0
石炭（亜炭含む）	2	2
合計	41	34

(3) 鉱山保安監督検査等

鉱山（一部休廃止鉱山を含む）における危害及び鉱害を防止するため、「鉱山保安法」及び「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」に基づき、産業保安監督部等が監督検査等を実施した。

また、石炭鉱山のうち2炭鉱が坑内掘炭鉱（炭鉱技術移転のための研修炭鉱を含む。）である。露天掘炭鉱に比べ、坑内作業等特有の作業環境下にあることから、災害につながる危険性を内包しており、保安確保に万全を期す必要がある。このため、「鉱山保安法」に基づき、北海道及び九州産業保安監督部等が監督検査等を実施した。

(参考) (2005年末現在)

	稼行鉱山数	鉱山労働者数
金属・非金属	206	3,768
石灰石	275	6,995
石油	65	1,364
石炭（亜炭含む）	15	836
合計	561	12,963

(4) 鉱害防止対策

金属鉱山等においては、閉山後もカドミウム、砒素等の有害物質を含む坑廃水が半永久的に流出するという特殊性があり、地元住民の健康、周辺環境に重大な影響を及ぼすおそれがある。このため、産業保安監督部による監督指

導業務に加えて、次のような施策を実施した。

(ア) 休廃止鉱山鉱害防止等工事

休廃止鉱山に係る鉱害の被害拡大を防止するため、地方公共団体及び鉱害防止義務者（鉱業権者等）が行う鉱害防止事業に対して休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金（以下、「休廃止補助金」と略す。）を交付（補助率：3/4）した。

(A) 義務者不存在分

鉱害防止義務者が不存在又は無資力の休廃止鉱山について、地方公共団体が実施する集積場の覆土・植栽、坑口の閉そく、坑廃水処理等の事業に対し休廃止補助金を交付した。

(B) 義務者存在分

鉱害防止義務者が存在する休廃止鉱山について、義務者が実施する坑廃水処理事業のうち、義務者の行為に起因しない汚染分（自然汚染、他者汚染）の処理費用について休廃止補助金を交付した。

(イ) 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構鉱害防止部門事業運営

機構の鉱害防止部門が実施する事業の運営に必要な経費等について運営費交付金を交付し、次の事業を実施することにより、金属鉱山等に起因する鉱害を防止した。

(A) 鉱害防止工事の調査指導業務及び指導支援業務

地方公共団体が実施する鉱害防止事業（鉱害防止義務者が不存在の場合）について、地方公共団体の依頼に応じて事前調査・技術指導等の調査指導業務を実施した。

また、地方公共団体の委託を受けて大規模又は技術的に困難な鉱害防止工事の設計・工事支援、坑廃水処理施設の維持管理の指導支援業務を実施した。

(B) 技術開発業務

鉱害防止対策の効率化・費用低減化等のため、機構において必要な技術の開発に関する調査研究業務を実施した。2005年度は、坑廃水処理により発生する澱物の減容化等のための技術開発を行った。

(C) 融資及び債務保証業務

鉱害防止資金（使用済特定施設鉱害防止工事及び坑廃水処理事業分、鉱害防止事業基金拠出金分）及び鉱害負担金資金について融資を行った。

(D) 鉱害防止積立金業務

使用中の特定施設について、使用終了後の鉱害防止工事費用として、「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」の鉱害防止積立金制度に基づき、採掘権者等が積み立てる積立金の管理業務を実施した。

(E) 鉱害防止事業基金業務

恒久的な坑廃水処理費用を確保するため、「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」の鉱害防止事業基金制度に基づき、採掘権者等の拠出した基金の管理・運用業務を実施した。

(ウ) 廃止石油坑井封鎖事業費補助金

鉱害防止義務者が不存在で、漏油等の鉱害が発生又は発生するおそれがある廃止石油坑井の封鎖措置を実施する地方公共団体に対し補助金を交付（補助率：3/4）した。

(5) 技術開発等の推進

(ア) エネルギー使用合理化総合鉱害防止技術開発

休廃止鉱山における坑廃水の発生源対策として、ポリマー充てん材の充てん性能、充てんするポリマーを隔離するストッパー材の打設性能を確認するため、鉱山の坑道の一部を使用した実証試験を実施した。また、施工後のモニタリング技術及びシミュレーションによる評価の検討を開始した。

たい積場導入技術として、基礎的データの整備結果を踏まえ、たい積場浸透水抑制ポリマーの検討、たい積場導入技術の施工方法の検討を行った。

新規規制物質の坑廃水処理技術開発として、抽出された要素技術の室内試験を行い、有効な要素技術のみを対象にベンチスケール試験を行った。

(イ) 海洋石油開発環境影響調査

海洋における石油・天然ガス鉱山の保安技術、深海底石油鉱山において油流出事故が生じた場合の環境に及ぼす影響等についての調査研究を実施した。

(ウ) 天然ガスパイプライン安全基準整備調査

超高压天然ガスパイプライン用高強度大径鋼管について、保有する特性を各方面から評価し、我が国への適用を検討するための調査研究を実施した。

(エ) 廃止坑井位置確認等実証調査

十分な廃坑措置がとられず、ケーシングパイプの抜揚や埋没により、坑口位置が不明確となった坑井に対しては、

抜本的な鉱害防止対策をとることができない。よって、既存の地下探査技術を応用し、効果的かつ合理的に坑口位置を特定する手法を確立するための調査及び実証試験を行った。

(6) 国際協力事業

我が国に蓄積されている保安技術を積極的に海外に移転することにより、鉱害防止、海外の鉱山・炭鉱での事故の減少、保安技術に習熟した人材の育成を通じて、国際社会に貢献することを目的に次の事業を実施した。

(ア) JICAプロジェクト方式技術協力

(A) チリ鉱害防止指導体制強化プロジェクト

チリ国では、稼行・休廃止鉱山の実態に係る情報の未整備、環境対策の企画・モニタリング技術・経験の不足等から休廃止鉱山の放置による環境への影響が懸念されている。このため、我が国に対して鉱害防止体制強化に係る技術協力の要請があり、2002年7月から2007年6月までの協力期間で実施している。2005年度も引き続き鉱害管理技術、鉱務監督官育成技術、休廃止鉱山に係るデータベースの整備等の技術移転を実施した。

(B) ボリビア共和国鉱山環境研究センタープロジェクト

ボリビアではかつて、たい積場の決壊により国際河川を汚染したこと等を踏まえ、鉱業廃水による水質汚濁防止のための行政制度及びそのための技術の確立を図り、その成果を普及する鉱山環境研究センターを設立する必要があるとの認識に至った。本件に関し、我が国に対して技術協力の要請があり、2002年7月から2007年6月までの協力期間で実施している。2005年度も引き続き環境調査手法、廃水処理技術等の技術移転を実施した。

(イ) ガス爆発災害防止技術適用化（中国）

ガス爆発災害が頻発している中国にガス爆発災害防止技術を移転し、モデル炭鉱において中国の炭鉱の現状に即したガス爆発災害防止対策を確立するとともに、他の炭鉱への保安技術の普及を図るものである。2005年度は、ガス抜きを目的とした方向制御ボーリング並びに坑内通気網解析ソフト実用運用に関する技術指導などを実施した。

(ウ) 自然発火災害防止技術適用化（インドネシア）

今後坑内採掘の増加が見込まれるインドネシアに自然

発火防止技術を移転し、モデル炭鉱においてインドネシアの現状に即した自然発火防止対策を確立するとともに、他の炭鉱への保安技術の普及を図るものである。2005 年度は、自然発火監視用の温度・COセンサによる観測等を継続実施するとともに集中監視システム、危険予知及び防止技術の現場適用化などを実施した。

(エ) 出水災害防止技術適用化事業（ベトナム）

坑内採掘の増加が見込まれるベトナムに出水災害防止技術を移転し、モデル炭鉱においてベトナムの現状に即した出水災害防止対策を確立するとともに、他の炭鉱への保安技術の普及を図るものである。2005 年度は、断層・旧坑・地層探査を目的とした坑内ボーリング（コアボーリング）技術指導、地表探査（断層・旧坑・地層）の収集データを基に地下水流動解析評価などを実施した。

8. 自然災害への対応

2005 年度においては、12 月下旬から 1 月上旬にかけて日本海側を中心に暴風を伴った大雪による被害が発生したほか、数次の台風や地震などの大きな災害が各地で発生し、電気、ガスといったエネルギーの供給にも影響を及ぼした。

とりわけ、2005 年 12 月 22 日には、暴風雪等の影響により、新潟県下越地域を中心に最大約 65 万戸の大規模な停電が発生した。これを受け、原子力安全・保安院は被災後直ちに、被害地域を担当する電気事業者に対し、復旧に全力を尽くすよう指示するとともに、現地に職員を派遣するなどの対策を講じた。また、一般電気事業者に対し、大規模停電の予防対策の実施等を要請するなど、再発防止に全力を尽くした。さらに、都市ガス及びLPガス事業者に対しても、寒波・雪害対策の徹底を要請した。

一方、2005 年 9 月 6 日に上陸した台風第 14 号においては、北海道・東北・中部・北陸・関西・中国・四国・九州・沖縄電力管内で延べ約 1,618,000 戸が停電となったほか、宮崎県及び鹿児島県内で 43 戸のガス供給停止等の被害が発生した。原子力安全・保安院は関係事業者に対し、復旧に全力を尽くすよう指示するとともに、関係事業者及び事業者団体に復旧対策に最大限の支援を行うよう要請した。

さらに、千葉県北西部を震源とする地震(2005 年 7 月 23 日発生)や宮城県沖を震源とする地震(2005 年 8 月 16 日発生)においても、最大で震度 5 強若しくは震度 6 弱を観測

し、電気の供給支障が発生したが、各事業者は早期復旧に全力を尽くした。

9. 産業保安監督部

産業保安監督部は、経済産業局が所掌していた産業保安規制事務について、原子力安全・保安院長の指揮監督下に置き、責任の明確化と災害発生時における迅速な対応を行うため、経済産業局の産業保安部門である電力安全課及び保安課を原子力安全・保安院の地方組織である鉱山保安監督部に統合させることにより、2005 年 4 月 1 日に発足した。札幌、さいたま、名古屋、広島及び福岡に産業保安監督部、仙台、大阪及び高松に支部、那覇に産業保安監督事務所が設置されている。

9. 1. 北海道産業保安監督部

(1) 管轄区域

北海道

(2) 施策概要

(ア) 電力の保安

電気事業用・自家用電気工作物の工事・維持・運用及び一般用電気工作物に係る保安の監督、指導業務のほか、電気事業用・自家用発電所の公害防止等の指導監督及び電気工事業の保安に関する業務、主任技術者等の電気関係各種資格の審査・交付業務を実施した。

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

「ガス事業法」に基づくガス工作物に係る各種届出・審査業務、立入検査、ガス消費機器設置工事監督者資格認定業務、「高圧ガス保安法」に基づく完成検査の認定等の進達、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく立入検査、高圧ガス保安意識の高揚並びに保安の推進のため、共同防災訓練の実施、石油コンビナートの火災防止のための合同立入検査、「火薬類取締法」に基づく許認可業務、完成・保安検査、各保安業務に関する事務所、功労者等に対する保安表彰を実施した。

(ウ) 鉱山の保安

「鉱山保安法」に基づく各種届出審査等業務、鉱山における危害・鉱害防止に関する保安監督・指導業務、施業案の審査、地方鉱山保安協議会に関する業務を実施した。

また、金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づく鉱害防止

積立金制度、鉱害防止事業基金制度の運用及び特定施設の
 鉱害防止事業計画の審査及び検査、鉱害防止技術に関する
 指導、休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金の交付業務等
 を実施した。

(3) 業務実施状況

(ア) 電力の保安

(A) 立入検査実施状況

(a) 電気事業用電気工作物立入検査（発電所除く）

配電設備及び電力用保安通信設備 3 件

送電設備、変電設備及び電力用保安通信設備 3 件

(b) 自家用電気工作物立入検査（発電所除く）

53 件

(c) 発電所に係る立入検査

水力発電所	15 件
火力発電所	25 件
風力発電所	14 件

(B) 電気事故等発生状況

感電又は破損による死傷事故	8 件
電気火災事故	0 件
破損又は誤操作による公共被害事故	0 件
主要電気工作物の破損事故	21 件
供給支障事故	0 件
電気事業者間の波及事故	0 件
自家用電気工作物からの波及事故	17 件
ダムの異常放流事故	0 件

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) ガス保安関係

(a) 立入検査実施状況

一般ガス事業者	9 件
簡易ガス事業者	15 件
大口ガス事業者	0 件
ガス導管事業者	0 件
準用事業者	0 件

(b) 事故発生状況

3 件（一般ガス 2 件、簡易ガス 1 件）

(B) 高圧ガス保安関係

(a) 立入検査実施状況 0 件

(b) 事故発生状況

製造事業所	1 件
消費先	8 件
運搬中	0 件
冷凍	1 件

盗難・喪失	46 件
-------	------

(C) 火薬類保安関係

(a) 立入検査実施状況 0 件

(b) 事故発生状況

製造中	0 件
消費中	2 件
その他	1 件

(D) コンビナート保安関係

(a) 立入検査実施状況

レイアウト確認検査	2 件
石油コンビナート等特別防災区域合同立入検査	1 件

(b) 事故発生状況 0 件

(E) 液化石油ガス保安関係

(a) 立入検査実施状況 2 件

(b) 事故発生状況

○ 現象別事故発生状況

漏えい	14 件
漏えい爆発	3 件
漏えい火災	1 件
C O 中毒	2 件

○ 原因者別事故発生状況

事業者	4 件
工事業者	1 件
一般消費者	4 件
その他	11 件

(ウ) 鉱山の保安

(A) 鉱山保安関係

(a) 立入検査等実施状況（危害関係検査実績）

○ 鉱種別立入検査等実施状況

金属・非金属	12 件
石灰石	18 件
石油・天然ガス	14 件
石炭・亜炭	22 件

○ 検査別立入検査等実施状況

保安検査	45 件
保安状況調査	19 件
特別検査	2 件

(b) 事故発生状況

○ 鉱種別事故発生状況

金属	4 件
非金属	0 件
石灰石	0 件
石油・天然ガス	0 件
石炭	0 件

○ 事由別事故発生状況

運搬装置（その他）	1 件
墜落	2 件
取扱中の器材	1 件
その他	1 件
火災	1 件

(B) 鉱害防止関係

(a) 立入検査等実施状況（鉱害関係検査実績）

○ 鉱種別立入検査等実施状況

金属・非金属	11 件
石灰石	0 件
石油・天然ガス	2 件
石炭・亜炭	2 件

○ 検査別立入検査等実施状況

鉱害等検査	15 件
その他検査（集積場）	0 件

(b) 事故発生状況 0 件

9. 2. 関東東北産業保安監督部東北支部

(1) 管轄区域

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県（鉱山保安にあつては、前項9. 3. (1)の管轄区域を除く。）及び新潟県（電気事業のみ）。

(2) 施策概要

原子力発電所を除く電力、都市ガス、火薬類、高圧ガス、鉱山等に関する安全確保を目的として、各事業者による自主保安を前提に、厳正な監督・検査等を実施した。

さらに、各種会議等の開催により、自主保安の意識向上を図り、一層効率的でかつ実効性のある産業保安の推進に取り組んだ。

また、金属鉱業等鉱害対策特別措置法の施行及び補助事業の実施により、鉱害防止事業を推進した。

(3) 業務実施状況

(ア) 電力の保安

(A) 電気工作物の検査等の実施

（単位：件）

項 目		2005 年度
使用前安全管理審査	システム	2
	個 別	33
	計	35
定期安全管理審査	システム	0
	個 別	13
	計	13
第三者の安全管理審査の評定	システム	0
	個 別	157
	計	157

(B) 立入検査の実施

（単位：件）

項 目	2005 年度
電気事業用電気工作物	13
自家用電気工作物	80

(C) 主任技術者免状交付及び電気工事資格認定件数

（単位：件）

項 目	2005 年度
ダム水路主任技術者免状	48
ボイラー・タービン主任技術者免状	22
電気主任技術者免状	151
電気工事資格認定	397

(D) みなし登録電気工事業者の届出件数及び立入検査

（単位：件）

項 目	2005 年度
登録電気工事業者登録・届出関係	0
みなし登録電気工事業者届出関係	48
みなし登録電気工事業者立入検査	31

(E) 各種会議等の開催

(a) 電気主任技術者会議

・2005 年 5 月 31 日 仙台市

(b) ボイラー・タービン主任技術者会議

・2005 年 7 月 14 日 仙台市

(c) ダム・水路主任技術者会議

・電気主任技術者会議（高圧）と合同で7県で開催

(d) 東北ブロック公営電気事業主任技術者会議

・2005 年 7 月 21 日 盛岡市

(F) 電気事業関係表彰の実施（東北管内分）

(単位：件)

・2005年8月25日 仙台市

電気保安功労者原子力安全・保安院長表彰

項 目	2005 年度
自家用電気工作物設置の事業場	1 事業場
電気事業者の事業場	1 事業場
電気工事業者の営業所の部	2 事業場
電気主任技術者	5 名
電気工事士	1 名
永年勤続者	5 名

電気保安功労者大臣表彰

項 目	2005 年度
工場等の部	1 事業場
個人の部	2 名

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) 立入検査等の実施

項 目	2005 年度
火薬類取締法 完成検査	6
(単位：件) 保安検査	3
高压ガス保安法 (単位：件)	0
一般ガス事業 (単位：事業所)	14
簡易ガス事業 (単位：事業所)	33

(B) 会議等の開催

(a) 北海道・東北6県火薬類及び高压ガス並びに液化石油ガス保安関係ブロック会議の開催

・2005年7月12、13日 札幌市

(b) 液化石油ガス消費者保安対策推進会議の開催

・2006年2月24日 仙台市

(c) ガス主任技術者会議の開催

・一般ガス事業者：2005年10月26日 仙台市

・簡易ガス事業者：2005年10月11日 仙台市

(C) 液化石油ガス販売事業者等保安ヒアリングの実施

・2005年度：販売事業者20社、保安機関20社

(D) 高压ガス保安功労者等の表彰の実施

・2005年11月25日（第19回 高压ガス保安東北大会）仙台市

区 分		2005 年度
原子力安全・保安院長表彰	優良製造所	2
	保安功労者等	3
	優良販売業者等	4
	優良製造保安責任者等	0
経済産業大臣表彰	優良製造所	1
	保安功労者等	2
	優良販売業者等	1
	優良製造保安責任者等	1

(E) ガス保安功労者表彰の実施

(a) 原子力安全・保安院長表彰

・2005年11月18日 仙台市

一般ガス事業：2005年度：個人4名

簡易ガス事業：2005年度：個人4名

(b) 大臣表彰（東北管内分）：2005年度：個人1名

(ウ) 鉱山の保安

(A) 立入検査の実施

(単位：件)

検査等の種類	2005 年度
保安検査	52
鉱害等検査	32
特別検査	3
その他検査（休止鉱山等、集積場、石油坑井）	20
特措法に基づく検査	1
法39条命令調査	8
廃止鉱山調査	6
その他調査（保安状況調査ほか）	31
合 計	153

(B) 保安教育、保安指導等の実施

・保安統括者会議の開催（2005年5月27日 仙台市）

・全国鉱山保安週間における保安活動の推進

(C) 鉱山保安関係表彰の実施

東北地方鉱山保安表彰

区 分	2005 年度
優良鉱山	2 鉱山
保安責任者	1 名
保安従事者	10 名
保安功労・貢献者	1 名

・2005年5月27日 仙台市

(D) 「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」の施行

「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」に基づき、使用中の特定施設に係る鉱害防止積立金の算定並びに使用済特定施設の鉱害防止事業を計画的に実施した。

(E) 休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助事業

休廃止鉱山で、鉱害防止義務者が不存在又は無資力の鉱山の鉱害防止工事に要する経費の一部を補助金として地方公共団体に交付した。

(単位：件)

項 目	2005 年度
鉱害防止工事	5
危害防止工事	2
亜炭鉱放置坑口閉そく工事	0
坑廃水処理	11

休廃止鉱山で、坑廃水処理事業者が実施する坑廃水処理に要する経費のうち、自己の採掘活動に係るものの以外の部分に要する経費の一部を補助金として事業者に交付した（2005 年度：21 件）。

(F) 廃止石油坑井封鎖事業費補助事業

廃止石油鉱山で、鉱害防止義務者が不存在の鉱山の坑井封鎖工事に要する経費の一部を補助金として地方公共団体に交付した（2005 年度：1 件）。

9. 3. 関東東北産業保安監督部

(1) 管轄区域

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、長野県、山梨県、静岡県（1 都 10 県）

- ・電気に関するものについては、新潟県、長野県、静岡県の一部、を除く。
- ・ガスに関するものについては、静岡県磐田市、湖西市、浜松市の一部、袋井市の一部及び浜名郡を除く。
- ・石炭、けい石及び耐火粘土の生産その他これらの鉱物に係る鉱業については、福島県いわき市、白河市の一部、双葉郡及び西白河郡を含む。

(2) 施策概要

電力、都市ガス・高圧ガス・火薬類・L P ガス及び鉱山の保安について、立入検査等を実施し、法の遵守、保安の確保等について指導を行った。また、災害発生防止のため関係団体等への指導を行った。

電気保安については、事故報告を取りまとめ、電気主任技術者セミナー等における発表等を実施し、事故防止の啓発を促した。

都市ガスについては、ガス工作物等の事故発生及び再発

を防止するためガス主任技術者会議その他講習会を通じて周知・啓蒙を図った。高圧ガス、火薬類、L P ガス等については、都県火薬類及び高圧ガス取締担当者会議を開催した。

鉱山の保安については、「第 10 次鉱業労働災害防止計画」及び災害・鉱害の発生状況等を踏まえ、管内鉱山におけるリスクマネジメントシステムを活用した自主保安体制の確立による危害の防止及び鉱害の未然防止を推進するため、2005 年度鉱山保安監督指導実施要領を作成し、監督指導を実施した。

(3) 業務実施状況

(ア) 電力の保安

(A) 電気工作物の保安及び電気工事等の関係業務に係る処理

事業用電気工作物の発送変電設備及び需要設備に係る届出受理等を行うとともに、これらに対する安全管理審査及び立入検査等を実施した。

また、主任技術者の免状交付及び、特種電気工事資格者、認定電気従事者の認定証の交付、電気工事業者に対する登録・届出受理・立入検査を実施するなど保安の確保に努めた。

電気工作物の保安及び電気工事関係業務の処理件数

(単位：件)

	2004 年度	2005 年度
電気事業用及び自家用電気工作物の工事計画、安全管理審査関係	1,517	1,434
主任技術者の選任関係	28,711	31,519
保安規程等関係	41,955	50,498
電気事故報告関係	234	183
主任技術者、電気工事士の免状交付等	2,237	2,142
電気工事士養成施設の指定・変更届等	30	20
電気工事業者の登録	74	85
電気工事業者に係る立入検査	18	20
P C B 含有電気工作物の報告関係	2,102	2,154
電気安全表彰数	36	33
電気工作物に係る立入検査	73	92
合 計	76,987	88,180

(B) 電気工作物設置者等に対する指導・監督

電気工作物設置者に対して、自主保安体制の確立のため、保安規程の届出及び主任技術者の選任等の指導監督業務を実施した。電気工事業者に対して、法令遵守等の指導監督業務を実施した。

また、法令改正等については電気主任技術者セミナー、各種電気主任技術者会の説明会等において周知した。

(C) 電気安全推進業務

電気事故報告を分析し事故事例等として取りまとめた。これを電気使用安全月間に実施する電気安全講演会、電気主任技術者セミナー、各種主任技術者会等において発表し、また日本電気協会等の出版物に掲載することにより事故防止の啓発を行った。

(D) 事故発生状況

事業用電気工作物の管内の事故報告状況は次のとおりである。

(単位：件)

	2004 年度	2005 年度
感電死傷事故	20	19
電気火災事故	4	4
電気工作物の欠損等による人身又は物損等の事故	12	9
主要電気工作物損壊事故	32	20
電気事業者の供給支障事故	3	4
電気事業者間で供給支障を発生させた事故	0	0
自家用電気工作物から電気事業者に供給支障を発生させた事故	162	127
ダムの洪水吐きから異常に放流させた事故	1	0
合 計	234	183

(イ) 都市ガス・高圧ガス・火薬類・L P ガス等の保安

(A) 都市ガスの保安

ガス工作物の工事、維持及び運用については、工事計画の届出、保安規程の届出、ガス主任技術者の選任等によって保安を確保した。ガス消費機器設置工事業者に対しては有資格者の監督の義務づけ、また、ガス事業者に対しては需要家が使用しているガス機器の安全使用の周知、ガス機器の調査を義務づけ、立入検査等により指導を行った。

都市ガス立入検査件数

(単位：件)

	2004 年度	2005 年度
一般ガス事業者	26	63
簡易ガス事業者	154	47
大口ガス事業者	0	0
導管事業者	0	3
準用事業者	0	4

(B) 高圧ガス、火薬類、L P ガス等の保安

「高圧ガス保安法」、「火薬類取締法」に基づき、それぞれ製造、輸入、販売、貯蔵、消費及び運送について現地調査、施設検査、届出等により指導を行った。

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づき、家庭・厨房用L P ガスの供給設備等及び保安機関について立入検査、保安機関の認定、届出等により指導を行った。

火薬類製造施設完成・保安検査件数

(単位：件)

	2004 年度	2005 年度
製造施設完成検査	23	18
製造施設保安検査	14	14

L P ガス立入検査件数

(単位：件)

	2004 年度	2005 年度
販売事業者	31	20
保安機関	33	20

(ウ) 鉱山の保安

(A) 保安指導員による鉱山保安指導

鉱山におけるリスクマネジメントの普及促進を図るため、管内鉱山において保安指導（リスクマネジメント）を実施した。同指導には管内鉱山の現場担当者 40 名が参加した。

(B) 鉱山保安確保のための業務の実施

「鉱山保安法」に基づき鉱山労働者に対する危害の防止及び鉱害の防止等を図るための各種届出等（施業案の審査、施設の届出等）の業務を行った。

また、次のとおり立入検査を実施した。

2005 年度立入検査件数

鉱種別	保安	鉱害等	その他
金属・非金属	29	6	3
石灰石	42	0	2
石油・天然ガス	45	1	0
亜炭	0	0	0
合 計	116	7	5

(C) 休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金事業の実施

(a) 鉱害防止義務者不存在

休廃止鉱山及びその周辺の鉱害調査の結果、鉱害防止対策が必要なとき、鉱害防止義務者不存在の場合は、地方公共団体が事業主体となって、鉱害防止工事の推進を図るよう、その事業に要する経費の一部（3／4）を補助した。

なお、2005 年度は、1 鉱山に対して坑廃水処理事業の補助をまた、1 鉱山に対して坑口閉塞の補助事業を行った。

(b) 鉱害防止義務者存在

鉱業権は存続しているが既に採掘活動を終了し、今後とも再開の見込みのない鉱山等について、坑廃水処理事業に要する費用のうち、義務者の行為に起因しない汚染分（自然汚染、他者汚染）の処理費用について国と地方公共団体が費用を補助し、坑廃水処理事業者が坑廃水処理を実施した。

なお、2005 年度は、6 鉱山に対して坑廃水処理事業における補助を行った。

(D) 災害発生状況

2005 年（1 月～12 月）の管内の災害発生状況は次のとおりである。

り災害数

(単位：人)

鉱種別	2005 年
金属・非金属鉱山	0
石灰石鉱山	3
石油・天然ガス鉱山	0
亜炭鉱山	0
合 計	3

(参考) 鉱山数・鉱山労働者数

(2005 年 12 月末)

鉱種別	鉱山数	鉱山労働者数
金属・非金属	33	447
石灰石	44	1,521
石油・天然ガス	37	929
石炭・亜炭	1	8
合 計	115	2,905

(E) 鉱害発生状況

実害のある鉱害は発生していないが、金属・非金属の 2 鉱山で排出基準の超過があった。

(エ) 保安表彰

電力・ガス・高圧ガス・鉱山の各分野の保安に関し顕著な功績を上げた事業所、事業者、個人等に対し、原子力安全・保安院長表彰を行った。

9. 4. 中部近畿産業保安監督部

(1) 管轄区域

愛知県、岐阜県、三重県、富山県及び石川県を管轄（ただし、電気については長野県全域、静岡県及び福井県の一部を、ガスについては静岡県の一部を含む。）。

監督部は、名古屋に本部を置き、北陸地域の電気及びガス（一般ガス及び簡易ガス）については、富山市に所在の北陸産業保安監督署が管轄している。

(2) 施策概要

(ア) 電力の保安

電気工作物の工事、維持及び運用を規制することにより公共の安全の確保と電気事故の防止を図るため、電気事業者及び電気工作物施設者等に対する監督指導を行った。

(イ) 各種ガス等・火薬・コンビナートの保安

自主保安体制の徹底、定着を基礎として、法令の適正な運用等によって、公共の安全の確保・公害の防止を図るため、ガス等の事業者及び関係団体等に対する監督指導を実施した。

(ウ) 鉱山の保安

2005 年度は、「第 10 次鉱業労働災害防止計画」の 3 年目であり、同計画を踏まえた鉱山保安監督指導の重点に基づき、災害撲滅の目標達成のために、鉱山に自主保安の理念を一層徹底させるとともに災害防止対策、鉱害防止対策

の推進を図るほか、保安教育の充実等を重点施策として指導を実施した。

(3) 業務実施状況

(ア) 電力の保安

(A) 変電、送電、需要設備、発電所及び一般用電気工作物の保安確保

(a) 届出の審査及び安全管理審査の実施

(2005 年度 (単位: 件))

使用前安全管理審査件数	
変電、送電及び需要設備	50 (11)
水力、火力及び風力発電所	14 (1)
定期安全管理審査件数	
火力発電所	23 (3)

注: () 内は北陸監督署の実施件数で外数

(b) 立入検査の実施

立入検査件数

(2005 年度 (単位: 件))

変電、送電及び需要設備	27 (37)
水力及び火力発電所	25 (23)

注: () 内は北陸監督署の実施件数で外数

(c) 変電、送電、需要設備及び発電設備の電気事故に係る再発防止指導

変電、送電、需要設備及び発電設備の電気事故の再発を防止するため、会議等を通じて周知・啓蒙を図った。また、電気事故が発生した場合、状況に応じ立入調査又は原因究明や必要な措置を指示した。

電気事故発生状況

(単位: 件)

事故の種類	2005 年度
感電死傷事故	11
感電以外の死傷事故	4
電気火災事故	0
主要電気工作物損壊事故	10
発電支障事故	0
供給支障事故	2
他社波及事故	0
波及事故	43
災害 (社会的影響)	1
計	71

(d) PCB 使用機器使用状況の把握

PCB 使用機器の報告書の審査・受理及び地方自治体への情報提供を実施した。

(e) 変電、送電、需要設備及び発電所の主任技術者免状交付に係る審査の実施

免状交付件数 (名古屋本部実施分)

(2005 年度 (単位: 件))

電気主任技術者	182 (31)
ダム水路主任技術者	6
ボイラー・タービン主任技術者	52 (1)

免状交付件数 (北陸監督署実施分)

(2005 年度 (単位: 件))

電気主任技術者	29 (3)
ダム水路主任技術者	23 (0)
ボイラー・タービン主任技術者	10

注: () 内は再交付件数 (外数)

(f) 一般用電気工作物に関する調査業務の監督の実施

(B) 電気工事業の保安確保

(a) 電気工事業の届出

(2005 年度 (単位: 件))

電気工事業者登録	1
届出事項変更届出	41

(b) 電気工事業の立入検査の実施

(2005 年度 (単位: 件))

立入検査件数	2
--------	---

(c) 認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認証交付に係る審査の実施

(2005 年度 (単位: 件))

認定証交付件数 (名古屋本部実施分)		
認定電気工事従事者		410 (5)
特種電気工事資格者		67 (3)
認定証交付件数 (北陸監督署実施分)		
認定電気工事従事者		53 (0)
特種電気工事資格者		16 (2)

注: () 内は再交付件数 (外数)

(C) 電気保安に係る広報活動

(a) 電気使用安全月間 (8 月) 講習会への講師派遣

(b) 電気保安功労者表彰 (原子力安全・保安院長表彰) の実施

(2005 年度 (単位: 件))

原子力安全・保安院長表彰	23
経済産業大臣表彰候補者推薦	3

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) ガス事業

(a) 一般ガス事業

「ガス事業法」に基づく一般ガス事業等の許認可等の処理状況は次表のとおりである。

許認可等の業務

(単位: 件)

	2005 年度
工事計画の届出 (公害防止等報告)	4 (1)
工事計画の届出	12 (3)
工事計画変更の届出	1 (0)
工事計画軽微変更の届出	7 (0)
保安規程の変更届出	15 (5)
定期自主検査時期変更承認	1 (0)
ガス主任技術者特例選任承認	6 (1)

注: ()内は北陸監督署の処理件数 (外数)

また、一般ガス事業者等に対し立入検査を次のとおり実施し、法の遵守、保安の確保等について指導を行った。

- ・ 2005 年度: 一般 8 事業者、準用 1 事業者

(b) 簡易ガス事業

「ガス事業法」に基づく簡易ガス事業の許認可等の処理状況は次表のとおりである。2005 年度から監督部長と経済局長に権限委任された。

許認可等の業務

(単位: 件)

	2005 年度
簡易ガス事業の許可	4
事業譲渡譲受の認可	
法人の合併認可	2
事業廃止の許可	1
事業休止の許可	4
供給地点の変更許可	2
特定ガス工作物の変更届出	20
	15 (11)

注: ()内は北陸監督署の処理件数 (外数)

また、簡易ガス事業者に対し立入検査 (保安関係) を次のとおり実施し、法の遵守、保安の確保等について指導を行った。

- ・ 2005 年度: 20 (21) 事業者

注: ()内は北陸監督署の処理件数 (外数)

(c) ガス消費機器設置工事監督者の資格証の交付等

「特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律」に基づくガス消費機器設置工事監督者の認定及び資格証の再交付を次表のとおり行った。

本部処理状況

	2005 年度
認定数	18 名
再交付数	3 名

北陸監督署処理状況

	2005 年度
認定数	3 名
再交付数	0 名

(d) ガス保安功労者表彰

ガス保安功労者表彰制度に基づき、ガス事業の保安の確保に顕著な功績のあった者について、次のとおり院長表彰を行った。

- ・ 2005 年度 (2005 年 10 月 25 日):

ガス主任技術者 3 名

ガス保安関係永年勤続者 6 (3) 名

注: ()内は北陸監督署管内表彰者

(e) 災害発生状況

一般ガス・簡易ガス事故発生状況 (名古屋本部管轄分)

(単位: 件)

事故の分類		2005 年
一般ガス	製造段階 (うち死亡)	0 (0)
	供給段階 (うち死亡)	6 (0)
	消費段階 (うち死亡)	3 (0)
	計	9 (0)
簡易ガス	製造段階 (うち死亡)	0 (0)
	供給段階 (うち死亡)	2 (1)
	消費段階 (うち死亡)	0 (0)
	計	2 (1)

※2005 年の簡易ガスの死亡事故は、内管撤去の単独工事による酸欠死亡事故であった。

一般ガス・簡易ガス事故発生状況（北陸監督署管轄分）

（単位：件）

事故の分類		2005 年
一般ガス	製造段階 （うち死亡）	0 (0)
	供給段階 （うち死亡）	1 (0)
	消費段階 （うち死亡）	0 (0)
	計	1 (0)
簡易ガス	製造段階 （うち死亡）	0 (0)
	供給段階 （うち死亡）	2 (0)
	消費段階 （うち死亡）	0 (0)
	計	2 (0)

(B) 液化石油ガス

(a) 液化石油ガスの消費者保安の監督指導

液化石油ガス販売事業者登録（1 件（2005 年度））、保安機関の認定認可（3 件（2005 年度））、保安機関の認定更新の認可（1 件（2005 年度））を行うとともに販売店及び保安機関の立入検査（30 件（2005 年度））を実施し、定期供給設備点検、消費設備調査実施状況等について監督、指導を行った。

また、保安体制の強化推進及び改正法への対応を図るため、中部ブロック会議の開催のほか、各種保安関係会議に参加する等、所要の指導を行った。

(b) 災害発生状況

液化石油ガス一般消費者等の事故

2005 年 3 件

(C) 高圧ガス

(a) 高圧ガスの災害防止対策の推進

高圧ガスによる災害発生防止のため、関係団体等への指導を行った。また、中部ブロック会議を開催した。

(b) 災害発生状況

（単位：件）

	2005 年
火災・爆発	9
噴出・漏えい	8
破裂等	3
その他	1
盗難等	26
計	47

(c) 高圧ガス保安表彰

高圧ガス保安に関し、極めて顕著な功績を上げた事業所、事業者、個人等に対し、次のとおり保安院長表彰を行った（2005 年 11 月 18 日）。

- ・ 優良製造所 4 事業所
- ・ 優良販売業者 4 事業所
- ・ 保安功労者 6 名
- ・ 優良製造保安責任者等 6 名

(D) コンビナート

(a) コンビナートの災害防止対策の推進

コンビナートにおける災害発生防止のため、レイアウト規制の指導を行った。

(b) 災害発生状況

（単位：件）

	2005 年
火災	10
爆発	2
漏えい	6
その他	1
計	19

(E) 火薬類

(a) 保安業務の推進

中部ブロック会議等を開催し、また、管内 3 火薬類製造事業所の保安検査を年 1 回実施するとともに、製造施設の変更の際、完成検査を実施する等所要の指導を行った。

(b) 災害発生状況

（単位：件）

	2005 年
産業火薬類製造中	0
産業火薬類消費中	1
その他火薬類製造中	0
その他火薬類消費中	6
計	7

(c) 火薬類保安原子力安全・保安院長表彰

火薬類の保安に関し、極めて顕著な功績を上げた個人及び事業所に対し、次のとおり保安院長表彰を行った（2005 年 12 月 7 日）。

- ・ 保安功労者 4 名
- ・ 優良従事者 3 名
- ・ 優良事業所 4 事業所

(ウ) 鉱山の保安

(A) 災害防止対策の推進

- (a) 重点事項として、改正鉱山保安法制度の基本であるリスクマネジメントシステムの普及・促進に努めた。
- (b) ヒューマンエラーによる災害を防止するため、作業環境の整備のほか、機械や装置について安全性と信頼性の向上を図らせた。
- (c) 保安検査に当たっては、法規違反、不安全状態等の指摘にとどまらず、リスクマネジメント手法によるその原因究明と対策の実施の普及に努めた。
- (d) 保安検査における改善事項については、鉱山労働者への周知徹底を図らせるとともに、改善状況を確認するための追跡検査を実施した。
- (e) 災害が発生した鉱山については、法規違反等に対する処分等厳正な措置をとるとともに、再発防止を図るため、応急対策及び恒久対策を実施させたほか、他の鉱山に対しても類似災害防止の観点から、見直し点検を実施させた。

(B) 鉱害防止対策の推進

鉱山、製錬所における集積場、坑廃水、鉱煙、粉じん、騒音、振動及び鉱業廃棄物について、各鉱山の規模、操業形態、自然条件及び鉱害発生状況等の特質に対応した監督を行った。特に、耐火粘土、けい砂鉱山に対しては、坑廃水処理強化について監督・指導を実施した。

金属鉱山等の休廃止鉱山対策としては、坑廃水処理に係る鉱害防止等工事費補助金を交付した。一方、操業中の鉱山に対しては、鉱害防止事業の確実な実施を図らせるため、「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」に基づき、毎年度、鉱害防止積立金による資金の確保に努めさせた。

(C) 保安教育の充実等

鉱業労働災害防止協会名古屋支部が開催する鉱山作業講習会に鉱務監督官を派遣し、鉱山労働者の資質の向上と保安意識の高揚を図った。

(D) 災害発生状況（罹災者数（軽傷以上））

(単位：名)

	2005 年
金属・非金属鉱山	3
石灰石鉱山	1

(E) 立入検査の実施状況

(単位：件)

	2005 年度
危害関係検査	98
鉱害関係検査	55

9. 5. 中部近畿産業保安監督部近畿支部

(1) 管轄区域

当支部の管轄区域は、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の2府5県であるが、電力の保安に関しては、兵庫県の赤穂市の一部地域及び福井県の嶺北地域を除き、岐阜県の関ヶ原町の一部地域、三重県の熊野市の一部地域及び南牟婁郡の地域を管轄している。



中部近畿産業保安監督部近畿支部 管轄区域

(2) 施策の概要

(ア) 電力の保安

発電所、送電線、変電所、工場・ビル・家庭等の電気設備など電気に係る設備全般の安全確保に関する業務を行い、さらに、電気に関する国家資格等の業務、発電所の環境保全対策や新エネルギー発電施設の安全を確保する業務も遂行している。

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

火薬類、都市ガス、高圧ガスなどを扱う者に対する監督及び指導、液化石油ガスの消費者に係る保安の確保等災害防止や産業保安の確保に関する業務を行っている。

(ウ) 鉱山の保安

鉱山における危害、鉱山施設、鉱害防止（坑廃水、鉱煙等施設、集積場、粉じん等施設は騒音・振動等施設など）保安の確保に関する業務を行っている。

(3) 業務実施状況

(ア) 電力の保安

(A) 事業用電気工作物及び一般用電気工作物の保安確保
事業用電気工作物に係る安全管理審査を実施し、自主保安体制の確立を図るに当たって、その状況の確認、保安規程及び主任技術者に係る指導及び監督を行うため立入検査を実施した。また、保安規程及び主任技術者等の届出等処理した。一般用電気工作物については、調査業務を行う指定調査機関の監督を実施した。

安全管理審査件数

(単位：件)

	2004 年度	2005 年度
水力発電所	0	0
火力発電所	28	39
火力発電所評定	522	467
風力発電所	1	1
太陽電池発電所	2	2
送電・変電設備	0	0
需要設備	98	81

立入検査件数

(単位：件)

	2004 年度	2005 年度
水力発電所	10	10
火力発電所	20	8
風力発電所	2	2
送電・変電設備	10	10
需要設備	115	86

(B) 電気事故に係る再発防止

電気事故が発生した場合、事故後状況等の説明を受け、原因究明等事故後の方針について指導を行い、その後設置者より示された再発防止策の確認を行った。

(C) 主任技術者の免状交付

免状交付申請のあった者に対し、実務経験等の確認を行い、要件を満たす者に対して免状の交付を行った。

免状交付件数

(単位：件)

免状の種類	2004 年度	2005 年度
電気主任技術者	305	220
ダム水路主任技術者	9	3
ボイラー・タービン主任技術者	24	16

(D) 電気工事業等の保安確保

(a) 電気工事業者への監督・指導

電気工事業の業務の適正な実施を確保するため、立入検査等を実施し、指導を行った。

立入検査件数

(単位：件)

	2004 年度	2005 年度
電気用品	0	—
電気工事業	6	10

(b) 特種電気工事資格者及び認定電気工事従事者の認定証交付に係る審査の実施

認定の申請のあった者に対し、実務経験等の審査を行い、要件を満たす者に対して認定証の交付を行った。

2005 年度末現在の認定証交付件数

(単位：名)

年度	実施件数
特種電気工事資格者	7,977
認定電気工事従事者	8,958

(E) PCB 使用機器使用状況の把握

経年劣化による電気工作物の損壊等により PCB 含有絶縁油漏えい等を防止するに当たり、PCB 使用機器の使用状況を適切に把握するため、2001 年度より創設された報告制度に基づき、PCB 使用機器各種届出書の受付を行い、さらに得られた情報を地方自治体に提供した。

(F) 保安広報

(a) 電気使用安全月間（8 月）講習会の開催

電気事故防止、自主保安体制確立のための周知・啓蒙を図るため、毎年 7～8 月にかけて 10 か所程度で講習会を実施している。

(b) 電気保安功労者近畿経済産業局長表彰

電気保安の優良な工場、事業所及び電気保安に顕著な功績のあった電気工事業者、個人等について毎年近畿経済産業局長表彰を行っている。また、経済産業大臣表彰候補についても推薦した。

(G) 原子力施設の安全確保

原子力施設の安全を確保するため、原子力発電所の溶接安全管理審査を実施した。また、原子力発電所及び原子燃料加工施設に係る原子力災害対策の支援を行

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

「火薬類取締法」に基づき、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保するため、製造事業者に対する保安検査の実施及び製造施設等の変更に伴う許可事務等を実施した。

○保安検査件数 2004 年度： 5 件
 2005 年度： 5 件

「高圧ガス保安法」に基づき、高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保するため、高圧ガス設備の完成、保安検査機関の指定及びこれら機関への立入検査の実施等の事務を実施した。

○立入検査件数 2004 年度： 2 件
 2005 年度： 2 件

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づき、液化石油ガスによる災害を防止し、公共の福祉を増進するため、液化石油ガスの販売事業者の登録、保安機関の認定及びこれら事業者・機関への立入検査の実施等の事務を実施した。

○立入検査件数 2004 年度： 24 件
 2005 年度： 15 件

「ガス事業法」に基づき、ガスの使用者の利益を保護するとともに、公共の安全を確保することを目的とし、一般ガス事業者、簡易ガス事業者等の立入検査を実施するとともに、工事計画等の届出に関する事務を実施した。

○立入検査件数 2004 年度： 77 件
 2005 年度： 67 件

「石油コンビナート等災害防止法」に基づき、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害発生の防止のため、新設又は変更に係る石油貯蔵所等のレイアウト確認調査を実施した。

(a) 災害防止対策

自主保安の基本である保安管理体制の状況を保安
検査時に確認し、保安確保に遺漏のないよう指導し
た。また、管内及び全国の災害発生状況から、鉱山
検査、各種保安部会等において、災害情報を水平展
開させ、自山における現況調査の見直しをさせた。

坑内粉じんの評価が導入されたことを受け、粉じん作業環境改善のため、粉じん濃度測定、通気の確保、集じん装置の整備を推進するとともに、防じんマスク着用の励行と管理等の保安教育を強化させた。

鉱業権者に対し鉱害防止が社会的要請であることを自覚させるとともに、鉱害防止対策の実施及び施設の維持管理に重点を置き、鉱害防止に万全を期すように監督した。

休廃止鉱山に係る鉱害の防止について、関係機関と連絡を密にし、補助金制度を活用した鉱害防止対策工事を計画的に実施させた。

(单位: 件)

	2005 年度
保安検査	53
特別検査	1
鉱害等検査	34
その他検査等	102

2005年度の災害発生状況は次のとおりである。

(単位：人)

2005 年度	死亡	重傷	軽傷	計
金属非金属	0	2	1	3
石灰石	0	0	0	0

(C) 鉱害発生状況

稼行鉱山及び休廃止鉱山において社会的に問題となるような事象は発生しなかった。このため、鉱山及び製錬所において、自主保安体制が普段から機能し、鉱害防止関係施設の点検管理が十分に行われているものと判断される。

9. 6. 中国四国産業保安監督部

(1) 管轄区域

管轄区域は、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県である。

ただし、「電気事業法」、「電気工事業の業務の適正化に関する法律」及び「電気工事士法」については、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県のうち赤穂市(1963年9月1日に岡山県と気郡日生町から編入された区域に限る。)、香川県のうち小豆郡、香川郡直島町、愛媛県のうち今治市、(2005年1月15日における旧越智郡吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び関前村の区域に限る。)、越智郡上島町を管轄区域とする。

また、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」において中国四国産業保安監督部長の認定を受けた保安機関の事業所に対する同法第82条第1項に基づく報告の徴収及び法第83条第2項に基づく立入検査に係る事務については、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県に加え徳島県、高知県、香川県、愛媛県を管轄区域とする。

(2) 施策概要

2005年度においては、電力安全、各種ガス・火薬類・コンビナート保安、鉱山保安の各分野において、次のとおり取組を行った。

(ア) 電力の保安

電力安全においては、電気事業法が自主保安、事後規制体制へ移行したことを踏まえ、電気工作物の設置者・使用者が自主的に適切な保守管理を行うことを前提に、電気設備の立入検査等を機動的に実施し、得られた保安情報を各

種会議や研修会、ホームページを通じてフィードバックし、実効ある保安対策を推進した。また、事故が発生した場合には、正確かつ迅速な情報収集に努め、早期の復旧及び事故の再発防止に向けた指導を行った。

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

火薬類・各種高圧ガス設備の安全及びコンビナート防災については、事業者並びに各県及び関係機関等と密接な連携により事故防止対策の徹底を図った。

液化石油ガスや都市ガス等の保安については、事業者の自主保安体制の一層の徹底・定着を促進するとともに、立入検査及び事業者からの報告徴収、改善命令等の事後規制によって安全維持に努めるとともに、消費者に対し適切な情報提供を行った。

(ウ) 鉱山の保安

鉱山保安については、「改正鉱山保安法」が2005年4月1日に施行されたことに伴い、同年9月末日までにすべての稼行鉱山で現況調査を通し保安規程の制定を指導した。

管内鉱山において、2004年、2005年と2年続けて死亡災害が発生したことを踏まえ、保安統括者会議、保安研修、各地区保安対策協議会等の場を活用した啓発活動の継続により鉱業権者の自主的な保安上の危険把握と対策の実施・見直し、いわゆるリスクマネジメントの普及、定着による自主保安体制の確立を強力に指導した。また、立入検査を通し、鉱山保安法令における基準等の適合性や自主保安体制の確保についての確認を行い、災害及び鉱害の未然防止を図った。

休廃止鉱山対策としては、鉱害の発生防止、危害防止のため休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金を地元自治体等と連携しつつ実効ある形で執行した。

鉱山における災害・事故情報については、関係各鉱山へメールマガジン等を用い迅速に情報の提供を行い、情報共有化・水平展開による災害防止の推進を図った。

(3) 業務実施状況

(ア) 電力の保安

電気事業用及び自家用の発電所、送電線路、変電所、需要設備等の新設、変更について、処理した件数並びに使用前及び定期安全管理審査実施件数は次のとおりである。

処理件数

(単位：件)

件 名	2005 年度
工事計画届出	189
定期検査等時期変更承認	42
使用前安全管理審査	43
定期安全管理審査	18
保安規程（変更）、使用開始届出等	7,055

使用前安全管理審査実施件数

(単位：件)

項 目	2005 年度
事業用電気工作物	7
自家用電気工作物	36
計	43

(A) 主任技術者

電気事業用及び自家用電気工作物に係る電気、ダム水路及びボイラー・タービン主任技術者選任等について処理した件数は次のとおりである。

選任、許可、承認等処理件数

(単位：件)

件 名	2005 年度
主任技術者の選任、許可及び承認等	5,588

(B) 主任技術者免状の交付

電気、ダム水路及びボイラー・タービン主任技術者免状の交付申請があった者に対して、実務経験等の審査を行い、要件を具備する者に対して免状の交付を行った。交付件数は次のとおりである。

主任技術者免状交付件数

(単位：件)

項 目	2005 年度
電気主任技術者	84 (16)
ダム水路主任技術者	28 (0)
ボイラー・タービン主任技術者	41 (0)
計	153 (16)

注：（ ）内は再交付の件数で外数

(C) 電気事業用電気工作物に係る立入検査

電気事業用電気工作物の保安確保の状況調査をするため、立入検査を実施した。立入検査件数は次のとおりである。

立入検査実施件数

(単位：件)

項 目	2005 年度
電力設備	6
水力設備	12
火力設備	12
計	30

(D) 自家用電気工作物に係る立入検査

水力、火力発電所、需要設備等の自家用電気工作物における保安確保の状況調査及び啓発・指導を行うため、立入検査を実施した。立入検査件数は次のとおりである。

・2005 年度： 45 件

(E) 電気保安功労者表彰

電気保安功労者表彰実施要領に基づき、電気保安の優良な工場、事業所及び電気保安に顕著な功績のあった電気工事業者、個人等について、次のとおり原子力安全・保安院長表彰を行った。

・2005 年度（管内分）： 15 件

(F) 電気工事業者に係る立入検査

電気工事業者の業務の適正な実施を確保するため、管内の電気工事業者に対して立入検査を実施した。立入検査件数は、次のとおりである。

・2005 年度： 7 件

(G) 特種電気工事資格者及び認定電気工事従事者の認定証交付等

処理した件数は次のとおりである。

認定証交付等件数

(単位：件)

区 分		2005 年度
特種電気工事資格者	認定証交付	41
	再交付、書換え	0
認定電気工事従事者	認定証交付	283
	再交付、書換え	3
計		327

(H) 電気事故

2005 年度の電気事故の発生状況は次のとおりである。

電気事故件数

(単位：件)

電気事故種別	2005 年度
人身事故	5
社会的影響を及ぼした事故	0
電気火災事故	0
主要電気工作物破損事故	9
供給支障事故	0
電気事業者へ波及した事故	32
計	46

中国四国産業保安監督部では、電気事故が発生した場合、設置者から事故状況等の説明を受けるとともに、必要に応じて原因究明及び再発防止対策に係る指導を行っている。

また、最近の事故事例等について、電気主任技術者技術研修会及びボイラー・タービン主任技術者会議を通じて周知・啓発を図り、類似事故の発生防止、保安の確保の徹底に努めている。

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) ガス事業に関する業務

(a) 一般ガス事業

「ガス事業法」に基づく一般ガス事業の認可届出等の処理状況は次のとおりである。

(単位：件)

件 名	2005 年度
工事計画の届出	14

一般ガス事業者に対する保安立入検査を次のとおり実施した。

ガス事業監査及び保安立入検査

(2005 年度(単位：件))

本店	13
支店等	2

(b) 簡易ガス事業

「ガス事業法」に基づく簡易ガス事業の許認可等の処理状況は次のとおりである。

(単位：件)

件 名	2005 年度
簡易ガス事業の許可	6
供給地点等の変更許可	18
簡易ガス事業の休・廃止許可	3
簡易ガス事業の譲渡・譲受認可	3
法人の合併認可	3
特定ガス工作物の変更届出	119

簡易ガス事業者に対し立入検査を次のとおり実施し、法の遵守、保安の確保等について指導を行った。

<実施件数>

・2005 年度：66 事業者 70 地点群

(c) ガス消費機器設置工事監督者の資格証の交付等

「特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律」に基づくガス消費機器設置工事監督者の認可及び再交付を次のとおり行った。

<2005 年度>

・認定数： 8 名

・再交付： 0 名

(d) ガス保安功労者表彰式

ガス保安功労者表彰制度に基づき、ガス事業の保安の確保に顕著な功績のあった者について、原子力安全・保安院長表彰を行った。

(単位：件)

件 名	2005 年度
工場等	1
ガス主任技術者	5
ガス保安関係永年勤続者	1

(B) 高圧ガス、液石等に係る業務

(a) 高圧ガス等による災害防止対策の推進

高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動及び消費中における事故発生及び災害の拡大防止のため、防災訓練の実施を支援し、また、事故対策に係る会議等を行い、保安体制の充実を図った。

さらに、高圧ガス保安協会中国支部及び日本産業ガス協会の実施する講習等を通じて、自主保安意識の向上を図った。

- ・「高圧ガス保安法」及び容器保安規則の規程に基づく高圧ガス特別充てん許可（2005 年度実施件数：16 件）
- ・指定保安検査機関の指定（2005 年度実施件数：1 件）
- ・大臣認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の現地調査（2005 年度実施件数：5 件）
- ・大臣認定試験者の現地調査（2005 年度実施件数：2 件）
- ・表彰の実施

中国管内において、高圧ガスの保安のため、永年

にわたり功労のあった者及び事業所を対象として原子力安全・保安院長表彰式を行った（2005 年度受賞者数：11 者）。

・ 高圧ガスブロック会議

中四国各県の高圧ガス及び液化石油ガス保安担当者会議を開催し、保安行政についての討議を行った（2005 年度開催回数：1 回）。

(b) 液化石油ガスの消費者保安の監督指導

液化石油ガス保安機関の認定、認定の更新及び一般消費者等の数の増加の認可を行うとともに、中国四国産業保安監督部所管の販売店の立入検査を実施し、定期供給設備点検、消費設備調査実施状況等について監督、指導を行った。

(単位：件)

種 別	2005 年度
液化石油ガス販売事業登録	0
液化石油ガス保安機関認定	1
液化石油ガス保安機関認定の更新	0
一般消費者等の数の増加の認可	16
当部所管の販売店の立入検査	34

また、保安体制の強化推進及び改正法への対応を図るため、中・四国ブロック会議のほか、各種保安関係会議に参加する等、所要の指導を行った。

(c) 火薬類の保安維持

火薬類製造所保安連絡会議、中・四国ブロック会議等を実施した。

また、火薬類製造所の保安検査を年 1 回実施するとともに、製造施設の変更の際、完成検査を実施する等所要の指導を行った。

(単位：件)

種 別	2005 年度
完成検査	20
保安検査	4

(d) 石油コンビナート等災害防止法

第 1 種事業所等に係るレイアウトの現地確認を行った。

・ 2005 年度 実施件数： 3 件

(ウ) 鉱山の保安

(A) 改正鉱山保安法令の周知

法令改正により新たな自主保安の確立が求められることとなったのを受け、鉱山に対して自主保安を確立、

推進させるべく、保安管理体制及び保安規程の整備を指導した。

(B) 災害防止対策

(a) 重大災害を引き起こすあるリスクについて、鉱山が適正な現況調査を実施しているかどうか、現況調査の評価から得られた保安確保措置が保安規程に反映され、これが遵守されているかどうかを重点的に検査した。

(b) 落盤、岩盤崩壊対策として、適切な採掘法を採用させるとともに、採掘規格、残壁規格の遵守、鉱柱の適正配置、残壁の安全傾斜の保持等坑内、露天掘鉱山の保安確保を重点的に指導した。

(c) 粉じん防止対策として、良好な作業環境の実現・維持に万全を期すため、発生源に対する散水・集じん・施設の密閉等を指導したほか、坑内については、通気系統の確立及びディーゼル排ガス処理装置等の維持管理の強化等を指導した。

(C) 鉱害の防止

(a) 鉱煙、坑廃水、騒音、振動の排出基準等が適用される鉱山等に対しては、基準適合性を重点的に検査した。また、鉱害・事故の未然防止を図るべく、各種鉱害防止施設の点検、整備等維持管理状況についても重点的に検査した。

(b) 休廃止鉱山対策としては、休閉山とする前に現況調査を実施させるとともに、その評価結果について保安計画を提出させ、的確な休閉山対策を図らせた。また、自治体等と連絡を密にし、積極的な補助金制度等の活用を図り、鉱害の防止に努めた。

(D) 主な監督検査実施状況

監督検査については、次のとおり実施した。

(単位：件)

	2005 年度
保安検査	36
鉱害等検査	54
その他検査	23
特別検査	1
法 39 条命令調査	6

(E) 災害発生状況

2005 年度の災害によるり災者は、死亡 1 名、重傷者 3 名であった。

(F) 鉱害発生状況

2005 年度の鉱害発生は 1 件で、台風に伴う大雨の影響で坑内水が出水、土石流が発生し公道を埋没させた。

9. 7. 中国四国産業保安監督部四国支部

(1) 管轄区域

管轄区域は、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県である。

ただし、「電気事業法」、「電気工事業の業務の適正化に関する法律」及び「電気工事士法」については、徳島県、高知県、香川県（小豆郡及び香川郡直島町を除く。）、愛媛県（今治市（2005 年 1 月 15 日における旧越智郡吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び関前村の区域に限る。）及び越智郡上島町を除く。）を管轄区域とする。

(2) 施策概要

電気・ガス事業の運営を適正かつ合理的にすることによって、電気・ガスの使用者の利益を保護し、工作物の工事・維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保し、併せて公害の防止を図るため、電気及びガス事業者、並びに工作物施設者に対する指導と監督を行っている。

管内の電気事業者としては、四国電力(株)、電源開発(株)、住友共同電力(株)、徳島県、愛媛県、高知県及び大王製紙(株)がある。

また、一般ガス事業者として四国瓦斯(株)があり、簡易ガス事業者は四国ガス燃料(株)ほか 82 事業者があった。

2005 年度施行された改正鉱山保安法規及び「第 10 次鉱山労働災害防止計画」に基づき管内鉱山の実態に即した「鉱山保安監督指導実施要領」を策定し、予防保安の推進と自主保安の確立に努めた。

「改正鉱山保安法」では、鉱業権者自らが保安上の危機を把握し、必要な措置を保安規程に反映させる等、鉱山の状況に応じた保安確保の立案とその確実な実施により鉱山災害及び鉱害防止等を図ることとされた。以上のことを踏まえ、改正鉱山保安法規の周知を図ることを最重点に、各鉱山の自然条件等に応じた保安確保対策の見直し強化、生活環境の保全のため鉱害防止への新たな観点、手法の取組について重点的に監督指導を実施した。

(3) 業務実施状況

(ア) 電力の安全

(A) 電気施設に関する業務

(a) 電気施設

電気事業用及び自家用の発電所（土木・機械関係を除く）、送電線路、変電所、需要設備等の新設、変更について、処理した件数は次のとおりである。

(単位：件)

件 名	2005 年度
工事計画届出	13
使用前安全管理審査	12
保安規程（変更）届出	4,068

使用前安全管理審査件数

(単位：件)

設備名	2005 年度
発電設備	2
送電設備	1
通信設備	0
変電設備	0
需要設備	8
計	11

(b) 電気主任技術者

電気事業用及び自家用電気工作物の電気主任技術者選任等について処理した件数は次のとおりである。

(単位：件)

件 名	2005 年度
電気主任技術者の許可及び承認	2,585
電気主任技術者の選任及び解任届出	223

電気主任技術者免状の交付申請があった者に対して、実務経験等の審査を行い、要件を具備する者に対して免状の交付を行った。電気主任技術者免状の交付件数については次のとおりである。

電気主任技術者免状交付件数

(単位：件)

交付区分	2005 年度
電気主任技術者免状交付	54
電気主任技術者免状再交付	12
計	56

(c) 電気施設の保安取締り

電気事業用電気工作物の保安確保状況を調査するため、立入検査を実施した。立入検査件数は 2005 年度 6 件であった。

自家用電気工作物における保安確保状況の調査及び啓発・指導を行うため、立入検査を実施した。立入検査件数は2005年度27件であった。

電気保安功労者表彰実施要領に基づき、電気保安の優良な工場、事業所及び電気保安に顕著な功績のあった電気工事業者、個人等について、2005年度は13件の原子力安全・保安院表彰を行った。また経済産業大臣表彰候補者として、2005年度は2名を推薦した。

(d) 電気工事業等

電気工事業の業務の適正な実施を確保するため、管内の電気工事業者に対して立入検査を実施した。立入検査件数は、2005年度2件であった。

特種電気工事資格者及び認定電気工事従事者の認定証交付等について処理した件数は次のとおりである。

(単位：件)

区 分	2005 年度
認定証交付	127
認定証再交付	1
認定証書換え	0
計	128

(e) 電気事故

電気事故防止については、電気安全セミナー等を通じ周知・啓発を図っているが、電気事故が発生した場合は、その状況に応じ立入調査の実施又は関係者への来局要請を通じ、その原因を究明するほか、当事者に対し、必要な措置を指示し、事故の再発防止に努めた。

(単位：件)

電気事故発生状況	2005 年度
感電死傷事故	3
感電以外の死傷事故	0
電気火災事故	0
主要電気工作物損壊事故	9
発電支障事故	0
供給支障事故	0
波及事故	8
災害	0

(B) 発電設備に関する業務

(a) 発電設備の保守・保安

電気事業者及び自家用（発電設備）施設者の発電設備の保守、保安等について指導・監督を行った。

水力発電設備については立入検査を実施するとともに、ダム水路主任技術者会議を開催し、発電設備の保守、保安の確保の徹底を図った。

火力発電設備については立入検査等を実施し、自主保安体制の確立について確認を行った。また、ボイラー・タービン主任技術者会議を開催し、法令等の改正状況、安全規制の現状及び事故事例・立入検査結果について周知・発表等を行い、啓発を図った。

(b) 管内発電所の認可、届出、検査等

管内発電所（2005年度148か所（うち内燃力発電所は10,000kW以上、ガスタービン発電所は1,000kW以上、燃料電池発電所は500kW以上、太陽電池発電所は500kW以上、風力発電所は500kW以上））の届出、申請、検査等の処理状況は次のとおりである。

許認可状況

(単位：件)

項 目	2005 年度
工事計画の届出	24
主任技術者選任・解任届	40
定期検査等時期変更承認	25
報告規則に基づく報告	180

安全管理審査件数

(単位：件)

項 目	2005 年度
使用前安全管理審査	5
定期安全管理審査	15

主任技術者免状交付件数

(単位：件)

項目	2005 年度	備考
ダム水路主任技術者	24(0)	()内は再交付
ボイラー・タービン主任技術者	9(0)	〃
計	33(0)	〃

立入検査

(単位：件)

2005 年度		
水力設備	火力設備	計
10	15	25

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) ガス事業保安に関する業務

(a) 許認可等の業務

一般ガス事業の許認可等の処理状況は次のとおりである。

一般ガス事業

(単位：件)

件 名	2005 年度
工事計画の届出の受理	4
保安規程の届出(変更)の受理	1
主任技術者の選任(解任)届出の受理	6

簡易ガス事業の許認可等の処理状況は次のとおりである。

簡易ガス事業

(単位：件)

件 名	2005 年度
特定ガス工作物の変更届出の受理	12
保安規程の届出(変更)の受理	87
主任技術者の選任(解任)届出の受理	68

(b) 立入検査

一般ガス事業者に対する立入検査は次のとおりである。

・四国瓦斯(株)坂出支店

簡易ガス事業者に対し立入検査を次のとおり実施し、法律の遵守、保安の確保等について改善指示を行った。

・実施件数：41 事業者 46 地点群(2005 年度)

(c) ガス消費機器設置工事監督者の資格証の交付等

「特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律」に基づくガス消費機器設置工事監督者の認定及び再交付を次のとおり行った。

・認定数：8 名(手数料：計 24,800 円)

・再交付：1 名(手数料：計 2,250 円)

(d) ガス保安功労者表彰

ガス保安功労者表彰制度に基づき、ガス事業の保

安の確保に顕著な功績のあったものについて、原子力安全・保安院長表彰を行った。

(単位：人)

件 名	2005 年度
工場等	0
ガス主任技術者	3
ガス保安関係永年勤続者	2

(B) 高圧ガス・液化石油ガス・火薬等に関する業務

(a) 高圧ガス等による災害防止対策の推進

高圧ガスの移動及び移動中における事故発生及び災害の拡大防止のため防災訓練を実施する等、保安体制の充実を図った。

(b) 液化石油ガスの消費者保安の監督指導

液化石油ガス保安機関について、一般消費者等の数の増加の認可(2005 年度 1 件)を行うとともに、原子力安全・保安院所管及び中国四国産業保安監督部(四国支部)所管の液化石油ガス保安機関や販売店の立入検査(2005 年度 17 件)を実施し、定期供給設備点検、消費設備調査実施状況等について監督、指導を行った。

また、自主保安体制の強化推進を図るため、各種保安関係会議等の場を活用し、所要の指導を行った。

液化石油ガスに関する登録・認定

(単位：件)

種 別	2005 年度
液化石油ガス販売事業者登録手数料	0
液化石油ガス保安機関の認定手数料	0
液化石油ガス販売事業者登録等謄本交付手数料	3
液化石油ガス保安機関の認定更新手数料	0
一般消費者等の数の増加の認可申請手数料	1
計	4

(c) 火薬類の保安維持

中・四国ブロック会議等への参加、火薬類製造工場の保安検査を年 1 回実施するとともに、製造施設の変更の際、完成検査を実施する等所要の指導を行った。

火薬類の製造施設に関する検査

(単位：件)

種 別	2005 年度
製造施設等完成検査手数料	1
製造施設等保安検査申請手数料	1

(ウ) 鉱山の保安

2005 年度施行された改正鉱山保安法規及び「第 10 次鉱業労働災害防止計画」に基づき管内鉱山の実態に即した「鉱山保安監督指導実施要領」を策定し、予防保安の推進と自主保安の確立に努めた。

改正鉱山保安法規では、鉱業権者自らが保安上の危険を把握し、必要な措置を保安規程に反映させる等、鉱山の状況に応じた保安確保措置の立案とその確実な実施により鉱山災害及び鉱害防止等を図ることとされた。以上のことを踏まえ、改正鉱山保安法規の周知徹底を図ることを最重点に、各鉱山の自然条件等に応じた保安確保対策の見直し強化、生活環境の保全のための鉱害防止への新たな観点、手法の取組について重点的に監督指導を実施した。

管内鉱山の大半が、保安規程制定の猶予期間であったため、個別鉱山ごとに指導を行い、全鉱山で制定された。

(A) 災害防止対策

危険有害要因として、坑内採掘に伴う通気対策及び鉱柱の安全確保並びに露天採掘鉱山における岩盤の崩壊防止対策及び浮石対策、残壁の保安確保等について指摘したほか、保安上基本的問題点を内包している災害事例については、類似災害防止のため、管内鉱山に対して災害状況を速報し、予防保安の対策を講じさせた。

(B) 鉱害防止対策

鉱害問題は、地域社会・環境等に及ぼす影響が極めて大きいことから、その未然防止が重要であり、関連施設の点検、整備及び排出基準より厳しい自主管理目標による鉱煙、水質の管理等の措置を講じさせるとともに、積極的に情報収集を図り迅速な対応に努めた。また、休廃止鉱山における鉱害防止については、たい積場維持管理状態、坑廃水の状況変化を調査するとともに、坑水処理経費について補助金を交付し、鉱害防止に対する側面的支援を行った。次のとおり、監督検査を行った。

監督検査等実施状況

(単位：延べ鉱山数)

	2005 年度
保安検査	21
鉱害等検査	12
その他検査	1
特別措置法に基づく検査	1
補助事業者に対する検査	4
その他調査	9

また、検査の結果、検査概要を交付し、また、改善の追跡を行った。なお、2005 年度における主な検査概要内容は次のとおりである。

関係項目	内容要約
採鉱関係	浮石の落下防止措置
火薬関係	受渡場所の設定
粉じん関係	測定方法の改善
車両関係	転落防止措置
施設関係	手すりの修繕 通路の整備
集積場関係	土嚢の回収
坑廃水関係	送泥ポンプの整備

(C) 鉱山保安表彰

鉱山保安に功績のあった鉱山、鉱山労働者に対して表彰を行い保安意識の高揚に努めた。

(2005 年度)

全国鉱山保安表彰者数	7
地方鉱山保安表彰者数	3

(D) 保安研修所開催等

保安指導員派遣		3 鉱山
作業監督者等研修所	3 回	受講生計 34 名

(E) 災害、鉱害問題発生状況

災害 1 件（軽傷 1 名）が発生した（不要休災害報告 3 件があった）。

坑水処理送泥パイプから漏出した殿物が直下河川へ流出する鉱害が 1 件発生した（苦情として、粉じん飛散、用地境界の崩落、河川への土砂のたい積があった）。

9. 8. 九州産業保安監督部

(1) 管轄区域

福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県

(2) 施策概要

(A) 電力の保安

発電所、変送電設備、需要設備の設置者に対して、感電や火災、停電事故の防止を図るため保安規制を行い、安全確保に努めた。

(B) 都市ガスの保安

ガス供給を行うための設備の工事やガス事業者の安全管理体制を規制することにより、都市ガス設備の保安確保に努めた。

(C) 高圧ガス及び石油コンビナートの保安

高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱い等を規制することにより、高圧ガスの保安確保に努めた。また、石油コンビナートに係る災害の発生及び拡大の防止に努めた。

(D) L P ガスの保安

L P ガス販売事業者に対して、L P ガス販売方法の基準、L P ガス供給設備や消費設備の技術基準の遵守、保安業務の着実な実施を義務づけることにより一般消費者等のL P ガスの事故防止に努めた。

(E) 火薬類の保安

火薬類による災害の防止と公共の安全の確保を図るため、保安管理体制の強化、保安教育の充実を図りつつ、合理的な規制を行うことで、火薬類の安全確保に努めた。

(F) 鉱山の保安

鉱業を営む鉱業権者に対し、保安管理体制、保安確保措置等を規制することにより、鉱山労働者の安全確保と周辺環境の保全を図った。

金属鉱山等からの重金属などの有害物質を含む坑廃水等の排出による鉱害を防止するため、鉱害防止事業基金による支援、地方公共団体等が行う鉱害防止事業に対する補助金制度による支援を行った。

(3) 業務の実施状況

(ア) 電力の保安

(A) 事業用電気工作物及び一般用電気工作物に関する保安の監督等

(a) 電気事業の用に供する電気工作物（発電・送電・変電施設）の新設、増設及び変更の工事の届出の受理、安全管理審査、並びにこれらの電気工作物の保

安維持等に関する指導、監督の業務を行った。

(b) 自家用電気工作物（発電・変電・需要設備）の新設、増設及び変更工事の届出の受理、安全管理審査並びに、保安に関する指導、監督の業務を行った。

(c) 主任技術者会議を開催し、主任技術者等に対し、電気保安に関する指導業務を行った。

(d) (a)、(b)の電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安規程の届出、主任技術者選任届出の受理及び許可等の処分を行った。

(e) (a)、(b)の公害防止等に関する設備に対する指導、監督業務を行った。

(f) (a)、(b)の施設の設置者及び一般用電気工作物の登録調査機関に対し立入検査を実施した。

立入検査実施件数

項 目	2005 年度
電気事業用	18 件
自家用電気工作物	134 件
登録調査機関	4 件

(g) 一般用電気工作物の保安に関する指導業務を行った。

(B) 主任技術者免状等

ダム水路、ボイラー・タービン及び電気主任技術者免状の交付業務並びに「電気工事士法」に係る特種電気工事資格者及び認定電気工事従事者認定証の交付業務を行った。

(C) 電気工事業者の登録等

電気工事業者の登録及び届出に係る業務並びに指導、監督業務を行った。

(D) 電気保安功労者の選考・表彰

電気保安功労者の選考、表彰を行った。

(E) 電気事故報告等

電気事故報告等の電気関係報告規則に係る業務、及び指導、監督業務を行った。

(F) 認定学校等

認定学校及び第2種電気工事士養成施設に係る届出処理並びに指導、監督業務を行った。

(G) 収入印紙等徴収実績

収入印紙徴収、手数料納入実績は次表のとおりである。

(2005 年度)

徴収理由	徴収根拠	件数	金額(円)
使用前安全管理審査	電気事業法第 50 条の 2 第 3 項	40	5,351,900
定期安全管理審査	電気事業法第 55 条第 2 項	21	4,423,232
事業登録	電気工事業法第 3 条	1	25,100
	第 10 条	1	2,150
認定証交付	電気工事士法第 10 条	317	1,470,750
免状交付	電気事業法第 44 条	159	941,400
計		539	12,214,532

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) ガス事業に関する業務

管内の一般ガス事業者 (28 事業者) 及び簡易ガス事業者 (270 事業者、1,233 地点群) の保安に関する指導、監督の業務を行った。

(2005 年度)

項 目	一般ガス	簡易ガス	計
ガス事業許可		7 件	7 件
供給区域等変更許可		30 件	30 件
工事計画届出	18 件		18 件
工事計画軽微変更	2 件		2 件
ガス工作物変更届出		32 件	32 件
立入検査	19 件	50 件	69 件

(B) 産業保安対策に関する業務

(a) 「火薬類取締法」

火薬類製造工場において、保安検査を実施した。

・2005 年度 検査件数： 6 件

火薬類製造工場において、製造施設等の変更許可に係る完成検査を実施した。

・2005 年度 検査件数： 17 件

「火薬類取締法」に基づく許認可等件数

	2005 年度
火薬類製造施設等変更許可件数	28 件
危害予防規程変更認可件数	14 件

(b) 「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガス法」

「高圧ガス保安法」及び容器保安規則の規定に基づく高圧ガス特別充填許可を行った。

・2005 年度 実施件数： 4 件

高圧ガスの保安のため、永年にわたり功労のあった者及び事業所を対象として高圧ガス保安原子力安全・保安院長表彰を実施した。

・2005 年度 受賞者数： 16 名

「液化石油ガス法」に基づく保安機関の認定等を行った。

・2005 年度 保安機関認定件数： 4 件

(c) 「石油コンビナート等災害防止法」

第 1 種事業所等に係るレイアウトの現地確認を行った。

・2005 年度 実施件数： 2 件

(ウ) 鉱山の保安

(A) 監督検査実施状況

改正「鉱山保安法」の全面施行に伴い、リスクマネジメントシステムにおける P D C A サイクルが有効に機能しているかを監査的手法で確認する検査である保安検査を重点的に実施するとともに、坑廃水等の各種基準への適合状況を確認する検査及び万一の場合には第三者へ影響を及ぼすおそれのある施設について管理状況を確認する検査を実施した。

また、死亡災害等重大な災害が発生した際には、特別検査を行い、事後の保安確保に必要な事項については、直ちに改善指導を行った。

(2005 年度)

項 目	検査鉱山数
保安検査	40 件
鉱害等検査	17 件
その他検査	27 件
特別検査	3 件

(B) 保安研修等

保安活動の推進を図るため全国鉱山保安週間における啓発活動を行うとともに、リスクマネジメント手法の鉱山への普及・定着を図るため保安研修を実施した。

また、鉱山保安に功績のあった鉱山、鉱山労働者及び家族等に対して表彰を行い保安意識の高揚に努めた。

(2005 年度)

全国鉱山保安表彰件数	5 件
地方鉱山保安表彰件数	19 件

(C) 助成

休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金 (金属等) により助成を実施した。

(2005 年度)

休業止鉱山鉱害防止等工事費補助金交付件数	11 件
----------------------	------

(D) 災害発生状況

2005 年は死亡 1 名、重傷 5 名、軽傷 1 名だった。

9. 9. 那覇産業保安監督事務所

(1) 管轄区域

管轄区域は、沖縄県である。

(2) 施策の概要

電気事業法、電気工事士法及び電気工事業の業務の適正化に関する法律の施行業務を実施した。

電気事業法については、自主保安体制に移行したことを踏まえ、電気工作物設置者における保安体制の確認を行い、その効果を把握した。

事業者の自主保安体制の徹底、定着を基礎として、「ガス事業法」、「高圧ガス保安法」、「火薬類取締法」、「石油コンビナート等災害防止法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の適正な運用等によって保安確保の一層の充実を図った。

鉱山における人に対する危害の防止、鉱山施設の保全、鉱害の防止、鉱山における保安技術の改善により、鉱山の保安の確保に万全を期した。

(3) 業務実施状況

(ア) 電力の保安

(A) 発電、変電、送電、需要設備及び一般用電気工作物の保安確保

(a) 発電、変電、送電及び需要設備等の届出書の審査並びに安全管理審査

- ・安全管理審査件数：2005 年度：7 件
- ・安全管理審査評定件数：2005 年度：16 件

(b) 発電、変電、送電及び需要設備等の立入検査の実施

- ・立入検査件数：2005 年度：24 件

(c) 発電、変電、送電及び需要設備等の電気事故に係る再発防止策の確認

(d) 発電、変電、送電及び需要設備等の主任技術者、

保安規程の届出並びに電気及びボイラー・タービン主任技術免状交付に係る審査

免状交付件数

	2005 度
電気主任技術者	17 件
B T 主任技術者	9 件

(e) 一般用電気工作物に関する調査業務の監督の実施

(B) 電気工事業の保安確保

特種電気工事資格者認定証、認定電気事従事者認定証交付に係る審査を実施した。

・2005 年度の認定証交付件数：

- 特種電気工事資格者：5 名
- 認定電気工事従事者：37 名

(C) P C B 使用機器使用状況の把握

- ・P C B 使用機器の報告書の受理
- ・P C B 使用機器の地方自治体への情報提供の実施

(D) 保安広報

電気保安功労者原子力安全・保安院長表彰を行った。

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

各法令に基づく許認可申請等の事務処理、立入検査等の実施、保安確保のための会議等の開催、保安表彰、災害・事故時の情報収集、再発防止等に係る対応を行っている。

(A) ガス事業における保安確保

- (a) ガス事業法に基づく許認可申請等の事務処理
- (b) ガス事業法に基づく立入検査の実施

2005 年度は簡易ガス事業者 7 社（14 供給地点群）に対して検査を実施したところ、全事業者（12 供給地点群）で不適切事項があり、文書により改善指示（延べ 20 件）を行い、全事業者の改善を確認した。

(c) ガス主任技術者会議の開催

(d) ガス保安功労者表彰

2005 年度は、大臣表彰が 2 件（ガス主任技術者 1 名、ガス保安関係永年勤続者 1 名）、院長表彰が 2 件（ガス主任技術者 1 名、ガス保安関係永年勤続者 1 名）あった。

(e) 事故発生状況

2005 年は、簡易ガス事業で 1 件（漏えい火災、人的被害なし）、一般ガス事業で 1 件（CO 中毒、2 名軽傷）のガス事故があった。

(B) 火薬類における保安確保

(a) 火薬類取締法に基づく許認可申請等の事務処理

(b) 火薬類取締法に基づく完成検査、保安検査の実施

2005年度は、火薬類製造施設の変更の工事に係る完成検査を2件、火薬類製造事業者に対する保安検査を1件実施し、それぞれ検査証を交付した。

(c) 九州・沖縄地区担当者会議の開催

(d) 火薬類保安表彰

2005年度は、院長表彰が1件（優良事業所（製造業者）1社）あった。

(e) 事故発生状況

2005年度は、花火大会での事故が1件（玉皮破片の落下、負傷5名）あった。

(C) 高圧ガスにおける保安確保

(a) 高圧ガス保安法に基づく許認可申請等の事務処理

(b) 危険物運搬車両の指導取締りへの協力

(c) 九州・沖縄地区担当者会議の開催

(d) 高圧ガス保安表彰

2005年度は、院長表彰が1件（保安功労者1名）あった。

(e) 事故発生状況

2005年は、5件の事故が発生した。内訳は、漏えいが2件（アンモニアガス1件、LPガス1件、いずれも人的被害なし）、火災が1件（アセチレン容器からの逆火による火災、人的被害なし）、盗難が2件（20kg LPガスボンベ1本盗難2件）であった。

(D) 液化石油ガスにおける保安確保

(a) 液化石油ガスの保安の確保に係る指導

(b) 九州・沖縄地区担当者会議の開催

(c) 事故発生状況

2005年は、2件の事故が発生した。内訳は、漏えい爆発が1件（人的被害なし）、その他事故が1件（自殺1名）であった。

(E) 石油コンビナート等における災害防止

(a) 石油コンビナート等災害防止法に係る事務処理等

(b) 事故発生状況

2005年は、漏えい事故が3件（C重油2件、軽油1件、いずれも人的被害なし）発生した。

(ウ) 鉱山の保安

(A) 改正鉱山保安法に対する取組

改正鉱山保安法に基づく保安規程の確実な実施、リスクマネジメントシステムによる自主保安体制の整備について鉱山現場における指導を実施した。

(B) 立入検査数

稼行鉱山を対象に非金属、石灰石、天然ガス鉱山について、改正鉱山保安法に基づき保安検査（法令適合性検査）を実施した。

その結果、改善が必要と考えられる事項が認められた鉱山に対し、検査概要を交付した。その交付状況は次のとおりである。

（単位：件）

	2005年度
保安検査（延べ数）	91
検査概要交付	81

(C) 鉱山における保安技術に関する事項

リスクアセスメントの手法を学ぶためのリスクアセスメント研修を開設、管内鉱山から60名が受講した。

(D) 災害発生状況

運搬装置（ベルトコンベア）による災害（重傷）が1件発生した。このため、当該鉱山に対し原因究明及び再発防止対策について監督指導を行った。

